

第 2 次飯能市ごみ処理基本計画

令和 3 年度～令和 1 2 年度

令和 3 年 3 月

飯能市

〈 目 次 〉

第1章 計画の趣旨と定義	1
1.1 計画の目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画の目標年次	2
1.4 計画の対象地域	2
1.5 計画対象とする廃棄物の範囲	3
1.6 近年の廃棄物行政に係る動向と各種法令・計画との関連	4
第2章 飯能市の概況	8
2.1 飯能市の将来都市像	8
2.2 地理的・地域的特性	9
2.3 人口及び世帯数	10
2.4 産業の動向	13
2.5 土地利用状況	15
第3章 ごみ処理の実績	16
3.1 ごみの分類・処理フロー	16
3.2 施設概要	18
3.3 ごみ処理体制	19
3.4 ごみ排出量実績	20
3.5 ごみの処理・処分の実績	23
3.6 ごみ質分析結果	24
3.7 ごみ減量化・資源化実績	24
3.8 ごみ処理事業費	27
3.9 不法投棄	28
第4章 ごみ処理の課題	29
4.1 ごみ処理の評価	29
4.2 排出抑制の課題	35
4.3 資源化の課題	35
4.4 収集・運搬の課題	36
4.5 中間処理の課題	36
4.6 最終処分の課題	37

4.7 その他の課題	37
第5章 ごみ排出量の将来予測	39
5.1 将来人口の設定方法	39
5.2 ごみ排出量の将来予測	39
第6章 ごみ処理基本計画	42
6.1 基本理念	42
6.2 基本方針	42
6.3 計画の目標	43
6.4 目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測	45
6.5 協働によるごみ減量及び適正処理の推進	47
6.6 目標に対する施策	49
6.7 計画の推進	62

第1章 計画の趣旨と定義

1.1 計画の目的

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模の資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しており、近年では、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響なども顕在化しています。

このような背景を踏まえ、平成 27 年の国連サミットにおいては、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択されました。令和 12 年を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標（SDGs）と 169 のターゲットが定められ、廃棄物・資源循環分野においても持続可能な社会を目指した取組が進められています。

国においては、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などの重要な方向性を掲げるとともに、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな目標を設定しました。

埼玉県においては、平成 28 年 3 月に「埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会形成を目指す 3 本柱（3R の推進、廃棄物の適正処理の推進、環境産業の育成）と災害廃棄物対策を推進する備えの柱（災害廃棄物対策の推進）の計 4 つの柱を立て、循環型社会の実現に向けた施策を推進しています。

飯能市（以下「本市」という。）は、平成 23 年 3 月に飯能市ごみ処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、市民の理解と協力を得て、ごみの排出抑制や資源化に関する取組を進めてきました。一方で、前計画の策定からすでに 10 年間が経過しており、この間、本市のごみ処理の中核的な役割を担う飯能市クリーンセンターの建替えが完了するなど、本市のごみ処理を取り巻く環境は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って新しい生活様式の実践が求められるなど、全国的な社会情勢も大きな変化を迎えています。

これらの事情を踏まえ、本市のさらなるごみの減量化や資源化の推進、適正処理・処分等を推進するための総合的な指標となる基本計画を策定するため、前計画において定めた数値目標や施策の進捗状況を評価した上で、新たに飯能市ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定により定めるもので、本市のごみ処理に関する上位計画となります。本計画の実施のために必要な事項については、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

1.3 計画の目標年次

本計画の計画期間を図 1-1 に示します。

本計画は、令和元年度を基準年度とし、令和3年度を計画初年度、令和7年度を中間目標年度、令和12年度を最終目標年度とした10年間の計画です。本計画は、計画策定から5年後に計画内容の見直し等を図ります。なお、5年後に限らず、社会情勢の変化や法令の改正、上位計画である飯能市総合振興計画の改訂などがあったときは、適宜計画の見直しを行うものとします。

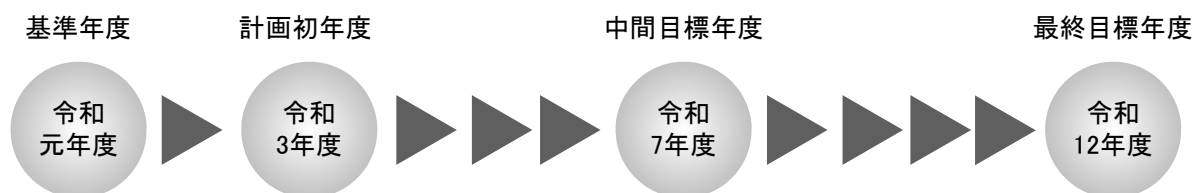


図 1-1 計画期間

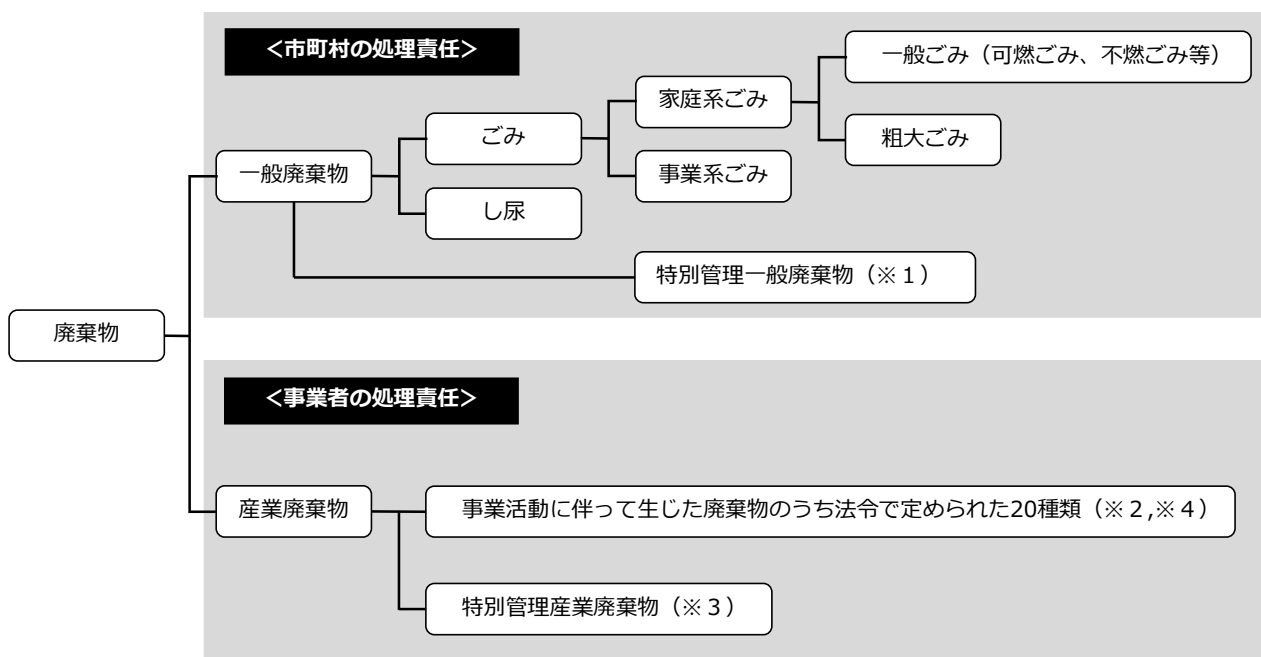
1.4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、飯能市内全域とします。

1.5 計画対象とする廃棄物の範囲

廃棄物の分類を図 1-2 に示します。

廃棄物処理法では、産業廃棄物を定義した上で、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物と定めています。また、一般廃棄物は市町村に処理責任があること、産業廃棄物は事業者自らが適正に処理することを規定しています。本計画では、一般廃棄物のうち、家電 4 品目やパソコン等、その収集・処理経路が別途法律などで定められているもの以外の一般廃棄物を対象範囲とします。なお、本市では、産業廃棄物である紙くず（印刷業から生ずる紙及び板紙のくずに限る。）、木くず（木製品の製造業等から生ずる木くず、おがくずに限る。）、繊維くず（織物業又は繊維業から生ずる糸及び布くずに限る。）についても一部扱っているため、これらについても本計画の対象範囲とします。



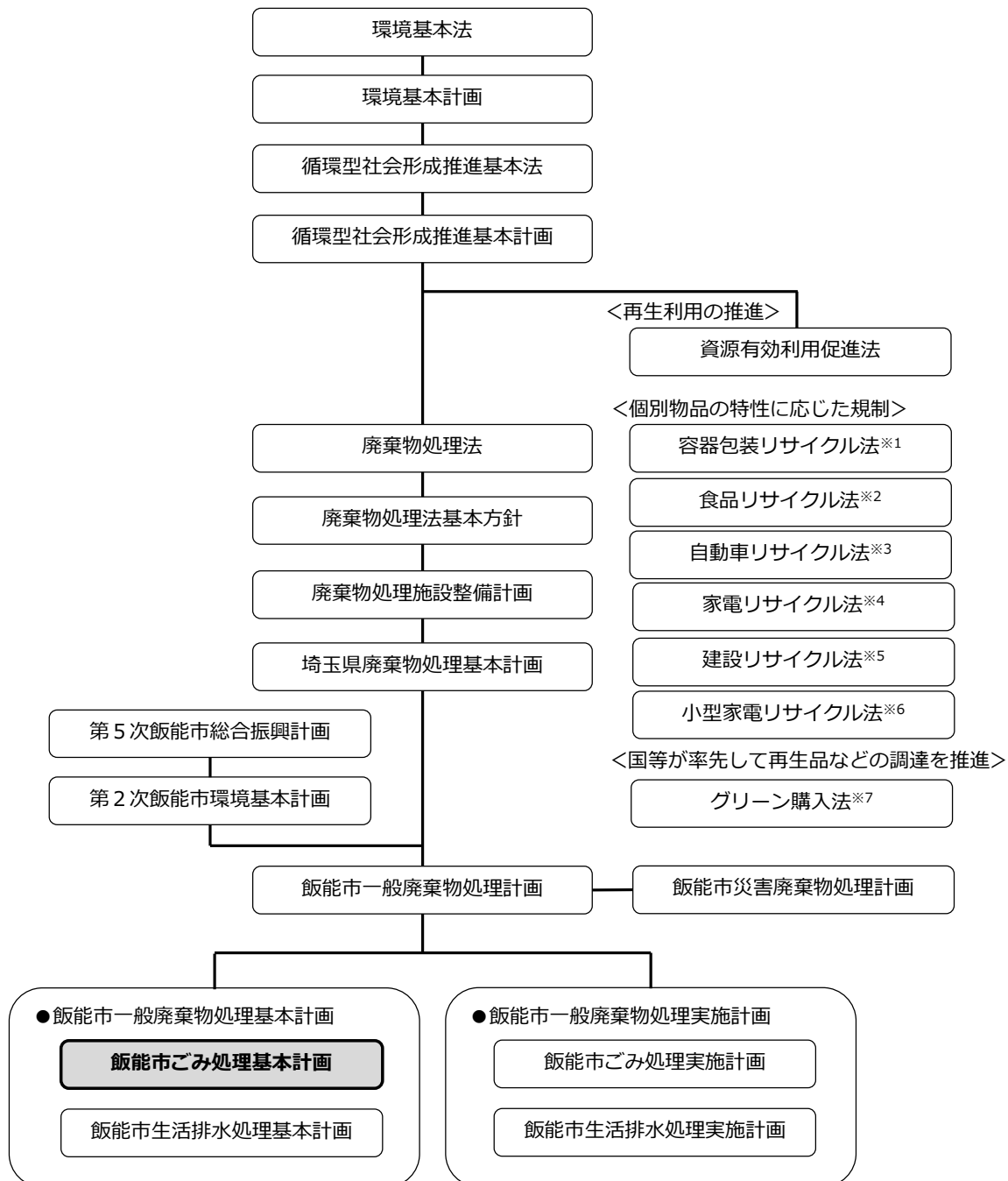
- ※1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
 ※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
 ※3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
 ※4：本計画の対象は、紙くず（印刷業から生ずる紙及び板紙のくずに限る。）、木くず（木製品の製造業等から生ずる木くず、おがくずに限る。）、繊維くず（織物業又は繊維業から生ずる糸及び布くずに限る。）とする。
- ※出典：令和2年版環境白書（環境省）

図 1-2 廃棄物の分類

1.6 近年の廃棄物行政に係る動向と各種法令・計画との関連

(1) 各種法令・計画との関係

本計画に係る関係法令や計画を図 1-3 に示します。本計画は、各種リサイクル法を遵守するとともに、本計画の上位にあたる埼玉県廃棄物処理基本計画、第 5 次飯能市総合振興計画等の理念や目標と整合・調整したものとします。



※1：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

※2：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

※3：使用済自動車の再資源化等に関する法律

※4：特定家庭用機器再商品化法

※5：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

※6：使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律

※7：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

図 1-3 各種法令や計画との関係

(2) 近年の廃棄物行政に係る動向

平成 22 年度以降の廃棄物行政に係る主な動向を表 1-1 に示します。

平成 25 年 4 月の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行により、使用済小型電子機器に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどのリサイクルの取組が進むことになりました。

平成 30 年 6 月には第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同第三次計画の循環社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との総合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げた計画に改定されました。

表 1-1 近年の廃棄物行政に係る主な動向

年月	内容
平成 24 年 4 月	「第四次環境基本計画」閣議決定
平成 25 年 4 月	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行
平成 25 年 5 月	「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
平成 25 年 5 月	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
平成 30 年 4 月	「第五次環境基本計画」閣議決定
平成 30 年 6 月	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
平成 30 年 6 月	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定

(3) 国における関連計画

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）の概要を表 1-2、廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）の概要を表 1-3 に示します。

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。また、同じく平成 30 年 6 月に、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定し、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進する方向性を示しています。

表 1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）の概要

項目	概要
計画の構成	<u>1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組</u> ・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上
	<u>2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</u> ・循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等 ・災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり
	<u>3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</u> ・第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う
	<u>4. 適正処理の更なる推進と環境再生</u> ・廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会 ・海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会 ・東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生
	<u>5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築</u> ・自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会
	<u>6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進</u> ・適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	<u>7. 循環分野における基盤整備</u> ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成が行われている ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会
指標と目標値	

※1：資源生産性は、各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているか、人々の生活がいかに物を有効に使っているかなど、より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標です。

※2：入口側の循環利用率は、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標です。

※3：出口側の循環利用率は、廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標です。

表 1-3 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）の概要

項目	概要		
計画期間	平成 30 年度～令和 4 年度		
基本理念	1. 基本原則に基づいた 3R の推進 2. 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 3. 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備		
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	1. 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進 2. 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 3. 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 4. 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 5. 災害対策の強化 6. 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 7. 地域住民等の理解と協力の確保 8. 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化		
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	指標	平成 29 年度 見込み	令和 4 年度
	ごみのリサイクル率	21%	27%
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	平成 29 年度の水準（20 年分）を維持	
	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	19%	21%
	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	40%	46%
	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	53%	70%
	合併処理浄化槽の基数割合	62%	76%
	省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量	5 万トン CO ₂	12 万トン CO ₂

第2章 飯能市の概況

2.1 飯能市の将来都市像

第5次飯能市総合振興計画の概要を図 2-1 に示します。

本市が目指す姿や総合的な指標・目標を定めた第5次飯能市総合振興計画（平成28年8月）では、将来都市像を「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」とし、その実現に向けて5つの基本目標を柱として置き、それぞれの分野別の施策を定めています。

廃棄物対策は、基本目標4「快適な生活環境が整うまち」に組み込まれ、循環型社会の実現を目指し、ごみ減量化・資源化の推進、各処理施設の適正な管理、不法投棄の未然防止対策の推進などに取り組むことが示されています。

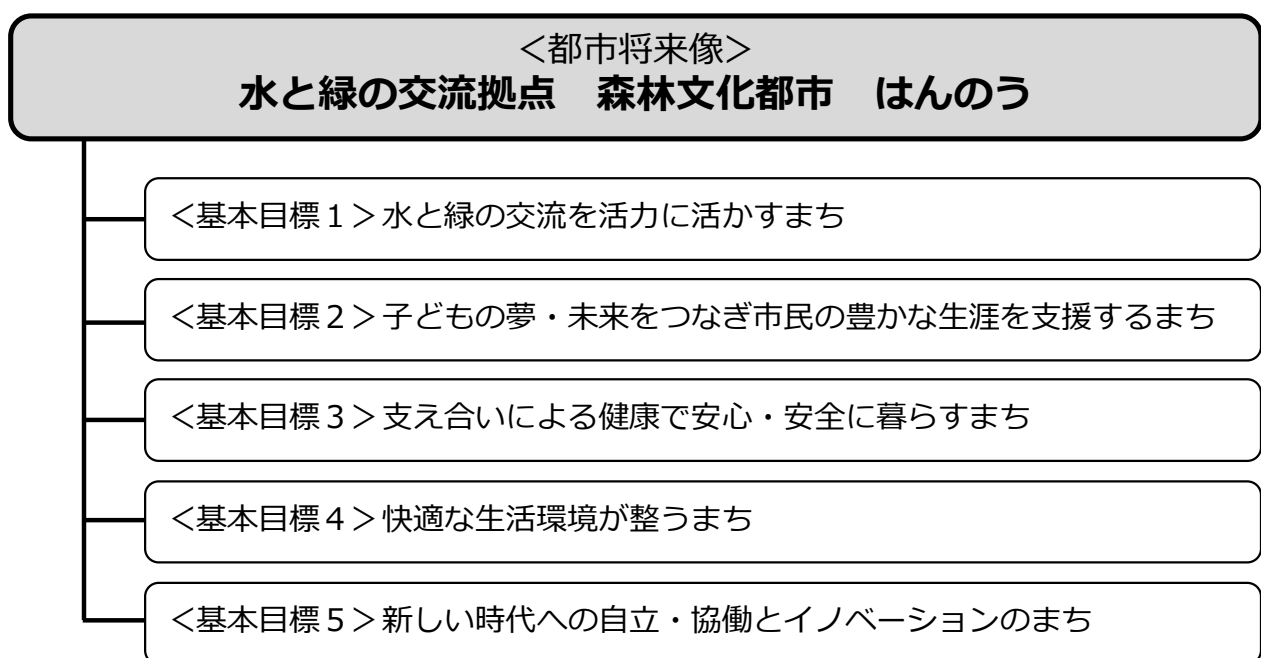
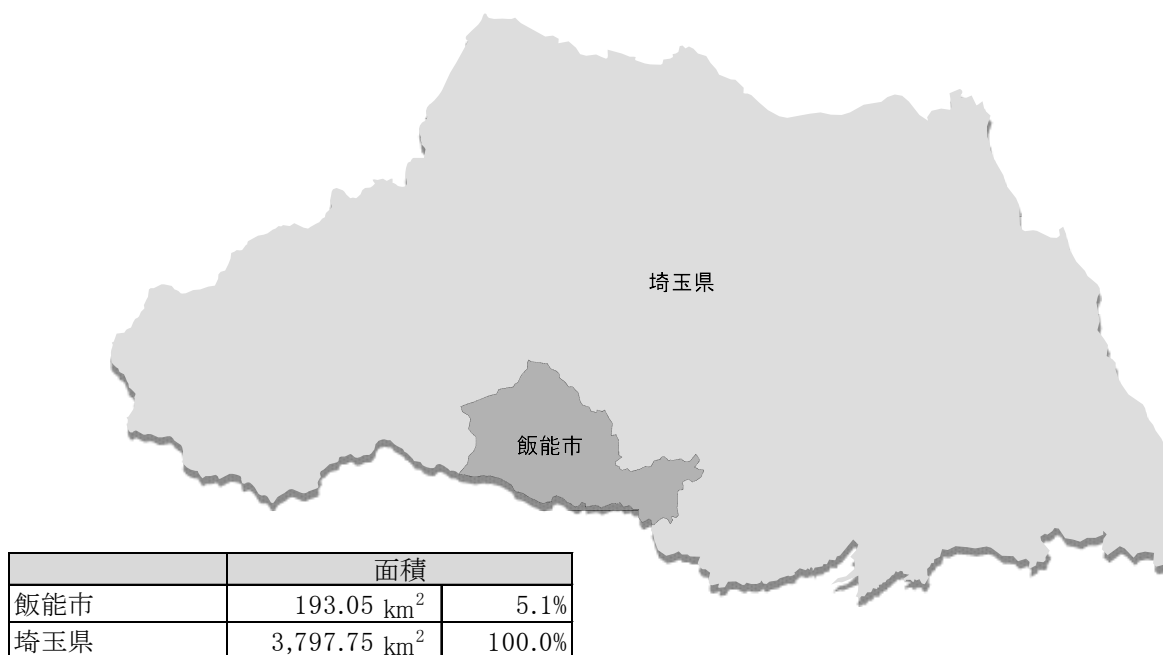


図 2-1 第5次飯能市総合振興計画の概要

2.2 地理的・地域的特性

(1) 位置

本市の位置を図 2-2 に示します。本市は、埼玉県の南西部に位置します。本市の面積は 193.05km² となり、埼玉県全体の 5.1% を占めています。



※出典：国土地理院令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調

※令和 2 年 1 月現在

図 2-2 本市の位置

(2) 地勢

本市の主な交通及び河川を図 2-3 に示します。本市は、北西部は山地、南東部は丘陵地及び台地となっており、北の高麗丘陵と南の加治丘陵の間の台地に市街地が発達しています。また、入間川、高麗川の一級河川が西部山地から東部台地へと流下しています。



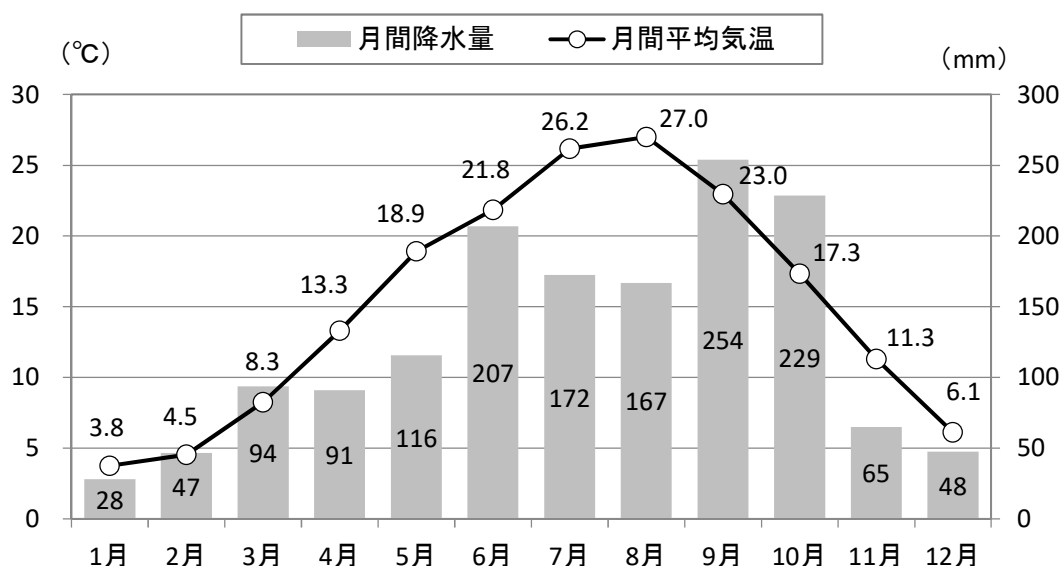
図 2-3 本市の主な交通及び河川

(3) 気候

本市の気候（10 年間平均）を図 2-4 に示します。

本市における月間降水量（平成 22 年度～令和元年度の 10 年間平均）は、一番少ない月（1 月）が 28mm、一番多い月（9 月）は 254mm、年間降水量は 1,516mm となっています。

また、月間平均気温（平成 22 年度～令和元年度の 10 年間平均）は、一番低い月（1 月）が 3.8℃、一番高い月（8 月）が 27.0℃、年間平均 15.1℃で比較的過ごしやすい気候といえます。



※出典：統計はんのう

図 2-4 本市の気候（10 年間平均）

2.3 人口及び世帯数

人口と世帯数の推移を図 2-5、年齢（5 歳階級）別・男女別人口を図 2-6、人口動態別の寄与率を図 2-7、世帯構成比率の推移を図 2-8 に示します。

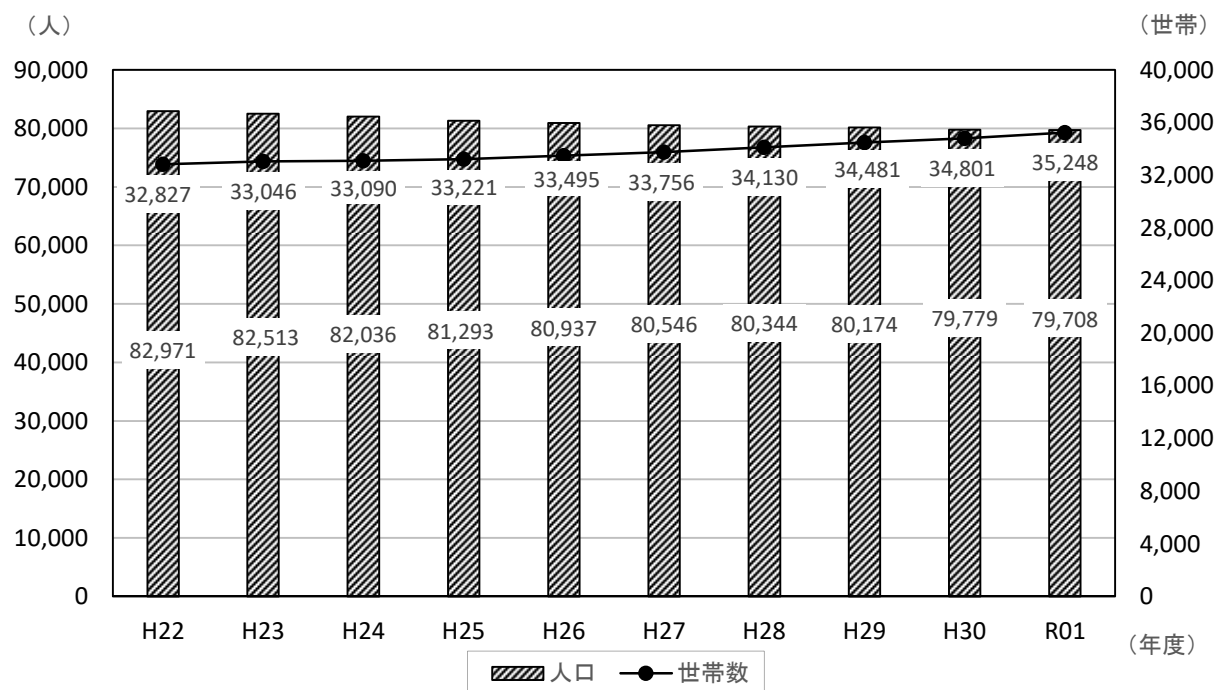
最近 10 年間の人口推移をみると、平成 22 年度から年々減少しており、平成 22 年度に 82,971 人いた人口は平成 30 年度には 8 万人を切り、令和元年度では 79,708 人となっています。

一方、世帯数の推移をみると、平成 22 年度から増加し続けており、令和元年度では平成 22 年度に比べて 7%ほど増加しています。

また、年齢別、男女別人口（図 2-6）をみると、男女ともに高齢人口の割合が高く、市全体では約 3 割、最も高齢化率が高い地区では約 5 割が 65 歳以上となっています。

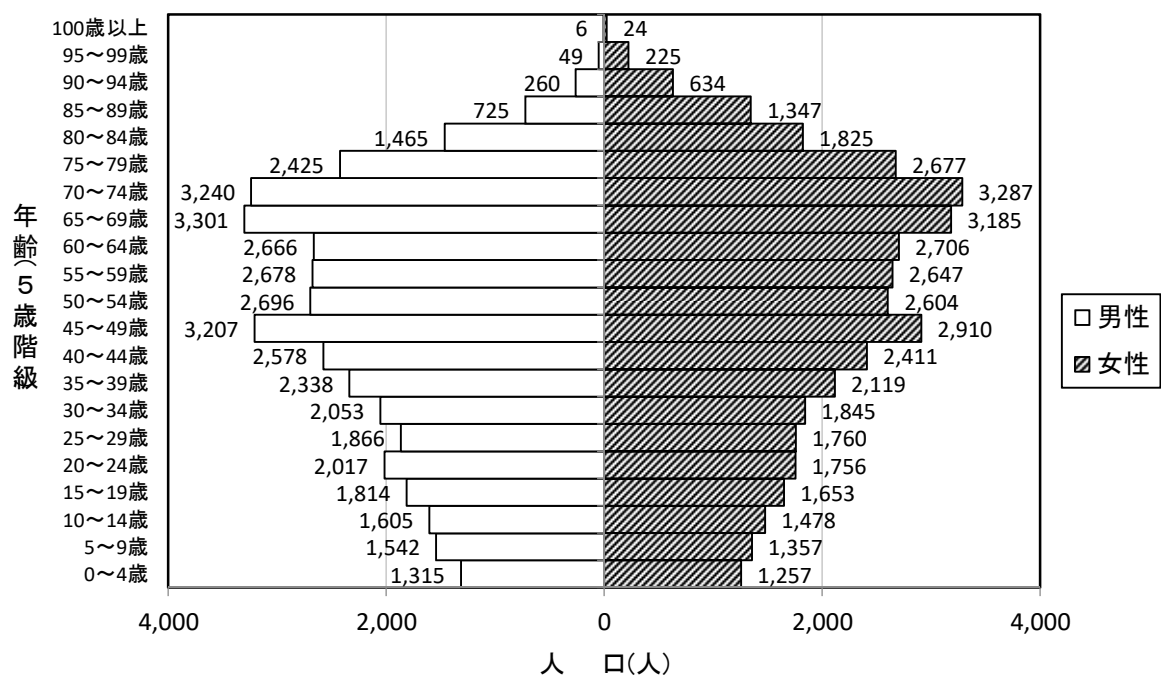
次に人口動態（図 2-7）をみると、社会動態（転出入）がその多くを占めていることがわかります。

世帯構成比率の推移（図 2-8）をみると、1 人及び 2 人世帯の割合が増え、3 人世帯の割合はほぼ横ばい、4 人以上の世帯割合は減少しています。



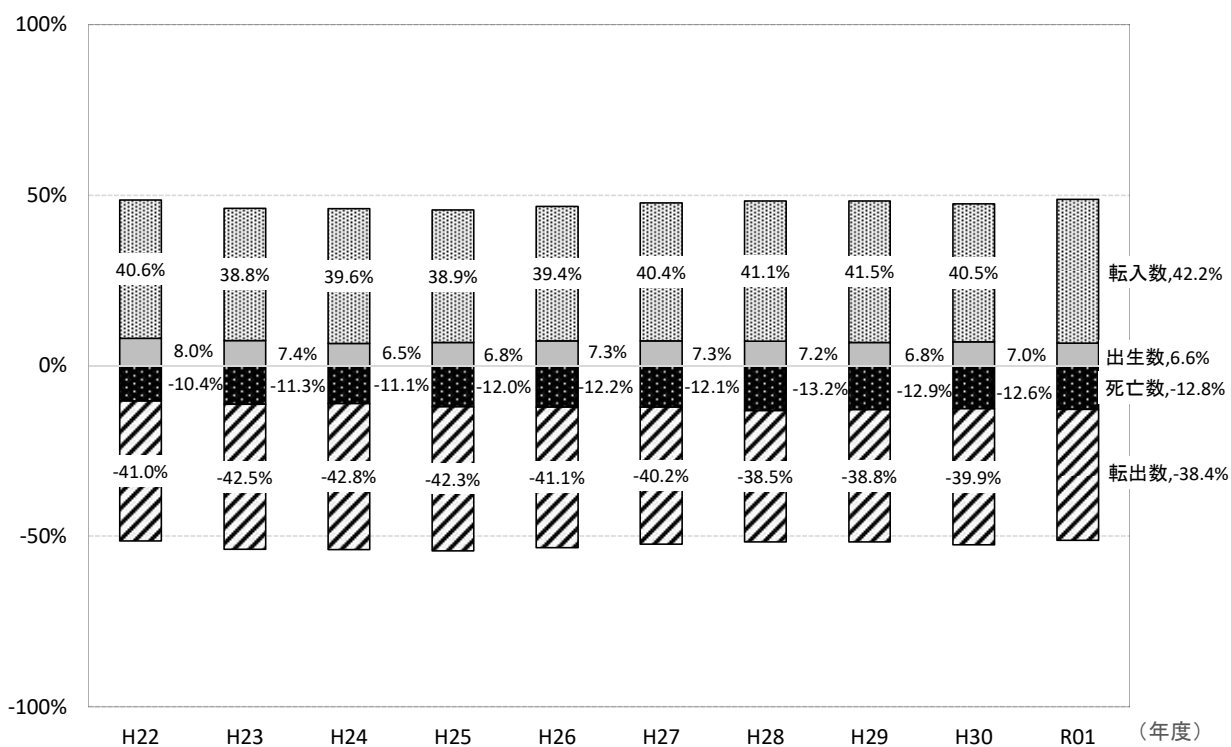
※出典：統計はんのう

図 2-5 人口と世帯数の推移（各年度 10 月 1 日時点）



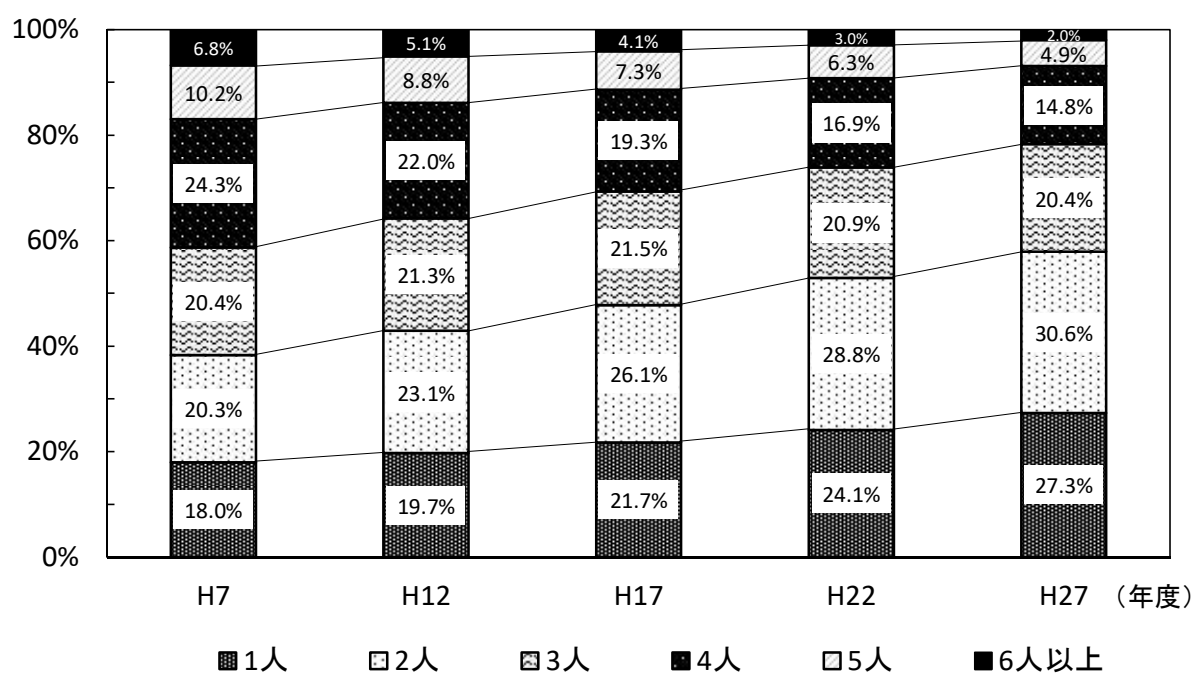
※出典：統計はんのう

図 2-6 年齢（5 歳階級）別・男女別人口（令和 2 年 1 月 1 日時点）



※出典：統計はんのう

図 2-7 人口動態別の寄与率



※出典：総務省 統計局 HP 国勢調査

図 2-8 世帯構成比率の推移（各年度 10 月時点）

2.4 産業の動向

従業者数及び事業所数の推移を表 2-1 に示します。

平成 21 年度から平成 28 年度における従業者数及び事業所数の推移（表 2-1）をみると、従業者及び事業所数ともに平成 26 年度に一時増加しているものの、全体的に減少傾向にあります。

また、産業別従業者数割合を図 2-9、産業別事業所数割合を図 2-10 に示します。

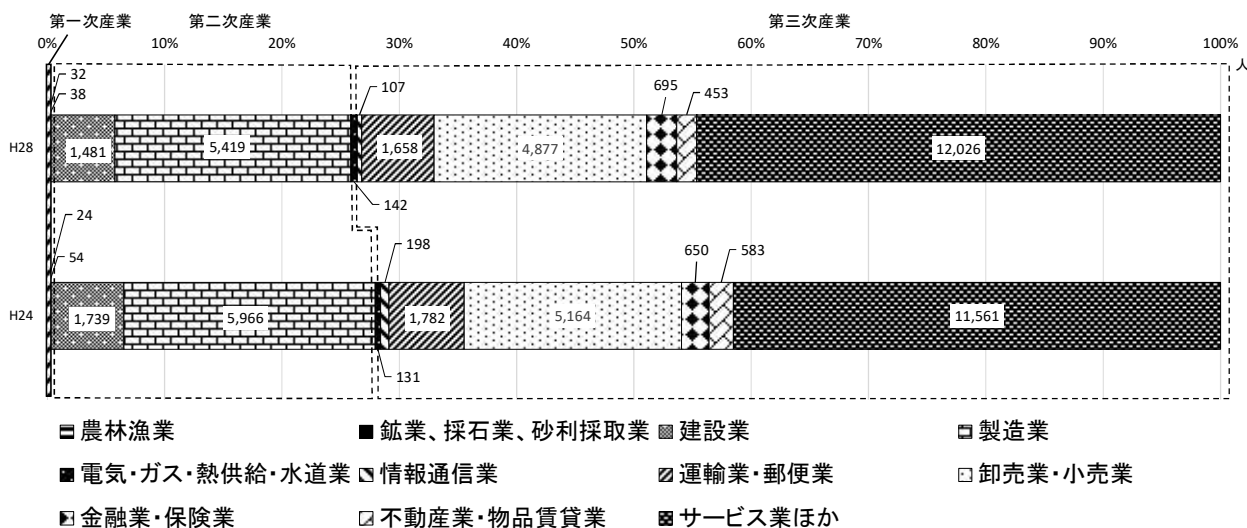
産業別従業者数（図 2-9）の全体の数値は、平成 24 年度が 27,852 人であったのに対し、平成 28 年度は 26,928 人であり、3%ほど減少しています。そのうち第 3 次産業が平成 28 年度で約 74%を占めており、サービス業、卸売・小売業、運輸・郵便業の順に多くなっています。

産業別事業所数（図 2-10）の全体の数値は、平成 24 年度が 3,048 箇所であったのに対し、平成 28 年度は 2,900 箇所であり、5%ほど減少しています。そのうち第 3 次産業が平成 28 年度で約 78%を占めており、サービス業、卸売・小売業、不動産業・物品賃貸業の順に多くなっています。

表 2-1 従業者数及び事業所数の推移

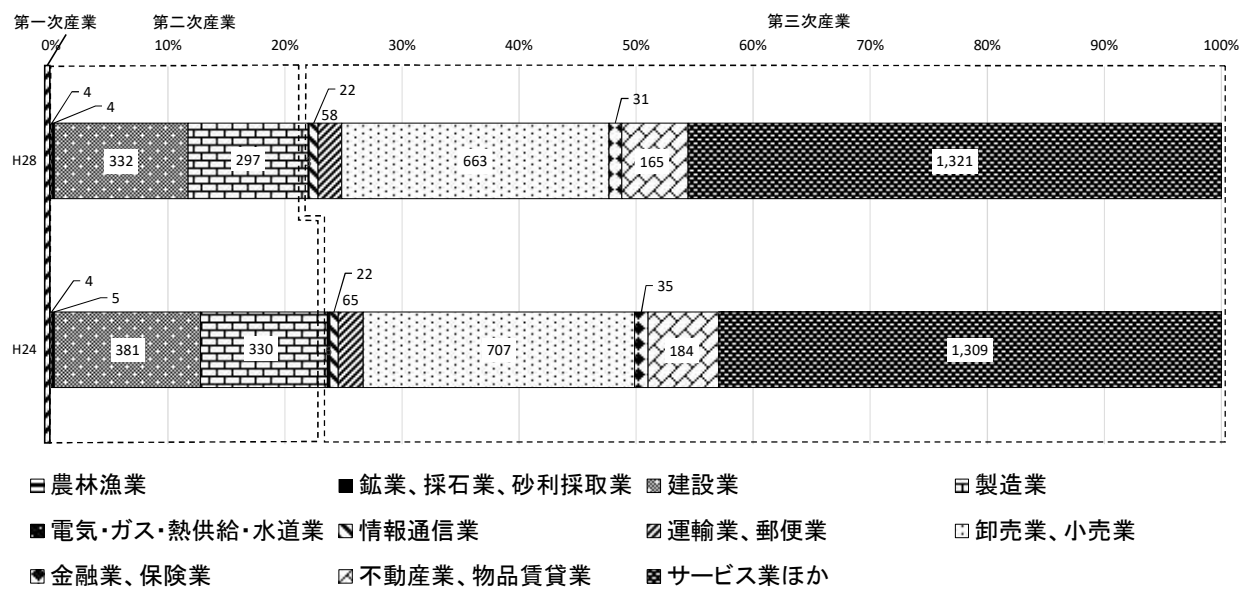
	従業者数(人)	事業所数(箇所)
平成21年度	30,621	3,352
平成24年度	27,852	3,048
平成26年度	29,681	3,177
平成28年度	26,928	2,900

※出典：統計はんのう



※出典：統計はんのう

図 2-9 産業別従業者数割合



※出典：統計はんのう

図 2-10 産業別事業所数割合

2.5 土地利用状況

土地利用状況を表 2-2 及び図 2-11 に示します。

本市の土地利用状況は、山林が最も多く 25.4%となっており、次いで宅地が 5.5%、雑種地が 4.2%となっています。

表 2-2 土地利用状況

項目	面積(ha)	割合
田	90	0.5%
畑	790	4.1%
宅地	1,069	5.5%
池沼	20	0.1%
山林	4,903	25.4%
原野	102	0.5%
雑種地	816	4.2%
その他	11,516	59.7%
合計	19,305	100.0%

※出典：全国都道府県市町村別面積調・資産税課
※令和 2 年 1 月 1 日現在
※端数処理の関係上、面積の合計と内訳は一致しません。

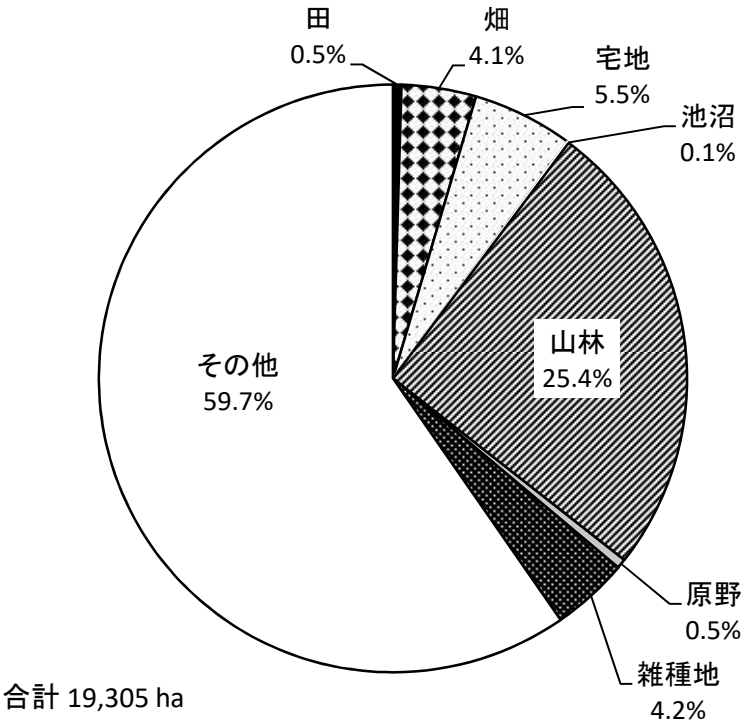


図 2-11 土地利用状況

第3章 ごみ処理の実績

3.1 ごみの分類・処理フロー

(1) ごみの分類

本市のごみ分別と排出方法に係る事項を表 3-1、事業系一般廃棄物及び併せ産業廃棄物の種類と排出方法を表 3-2 に示します。

本市は、令和 3 年 3 月現在、家庭系ごみは、10 種 16 分別により収集を行なっています。粗大ごみは平成 15 年 4 月から有料化の戸別収集を実施しています。ペットボトルは平成 17 年 9 月、雑がみ・紙パックは平成 19 年 4 月、有害ごみは平成 19 年 4 月、プラスチック類は平成 19 年 9 月から分別収集を実施しています。

事業系一般廃棄物は、基本的に可燃ごみ、資源物（紙類）の一部に限って受入れができるものとし、また一部の特定業種から排出する産業廃棄物である木くず、紙くず、繊維くずについても特例として、事業系一般廃棄物と同等の金額で搬入を受け入れています（以下「併せ産廃」という。）。

表 3-1 ごみの分別と排出方法に係る事項

大 分 類	分 別 項 目		排 出 方 法	排 出 頻 度
一 般 ご み	可 燃 ご み		透明袋（中身が確認できる袋）	集積所：週 2 回
	不 燃 ご み		透明袋（有害ごみは別にする）	集積所：月 1 回
	粗 大 ご み		玄関先にそのまま（要電話予約）	戸別収集：月 2 回
	有 害 ご み	蛍 光 管	他のごみとは別にして、紙ケース又は新聞紙等で包む	集積所：月 1 回 （びん・飲料缶の日でも可）
		乾 電 池 水 銀 体 温 計 水 銀 血 圧 計	他のごみとは別にして透明袋	集積所：月 1 回 （びん・飲料缶の日でも可）
		ラ イ タ ー		
		ス プ レ ー 缶 類	他のごみとは別にして透明袋 穴をあける	集積所：月 1 回
資 源 物	びん（飲料・食品用等）		透明袋（割れたびんは紙などに包み 「危険・びん」などと書いて出す）	集積所：月 1 回
	飲 料 缶		集積所ネット袋	集積所：月 2 回
	紙 類	新聞紙・チラシ	紐で束ねる	集積所：月 2 回
		段 ボ ー ル	紐で束ねる	集積所：月 2 回
		雑 誌 ・ 雑 が み	紐で束ねる	集積所：月 2 回
		紙 パ ッ ク	水洗いし、切り開き、乾燥させ、紐 で束ねる（内側がアルミコーティング されているものは可燃ごみ）	集積所：月 2 回
	布 類		透明袋（雨や雪の日は濡れないよう にして出す）	集積所：月 2 回
	ペ ッ ト ボ ト ル		集積所ネット袋	集積所：月 2 回
	プ ラ ス チ ッ ク 類		透明袋	集積所：週 1 回

表 3-2 事業系一般廃棄物（左）併せ産業廃棄物（右）の種類と排出方法

種 類		排 出 方 法	種 類	排 出 方 法
可 燃 ご み		透 明 袋	木くず（※木製品の製造業等から生ずる木くず、おがくずに限る）	透 明 袋
資源物	紙 類	紐で束ねる	紙くず（※印刷業から生ずる紙及び板紙のくずに限る）	
			繊維くず（※繊維物業又は繊維業から生ずる糸及び布くずに限る）	

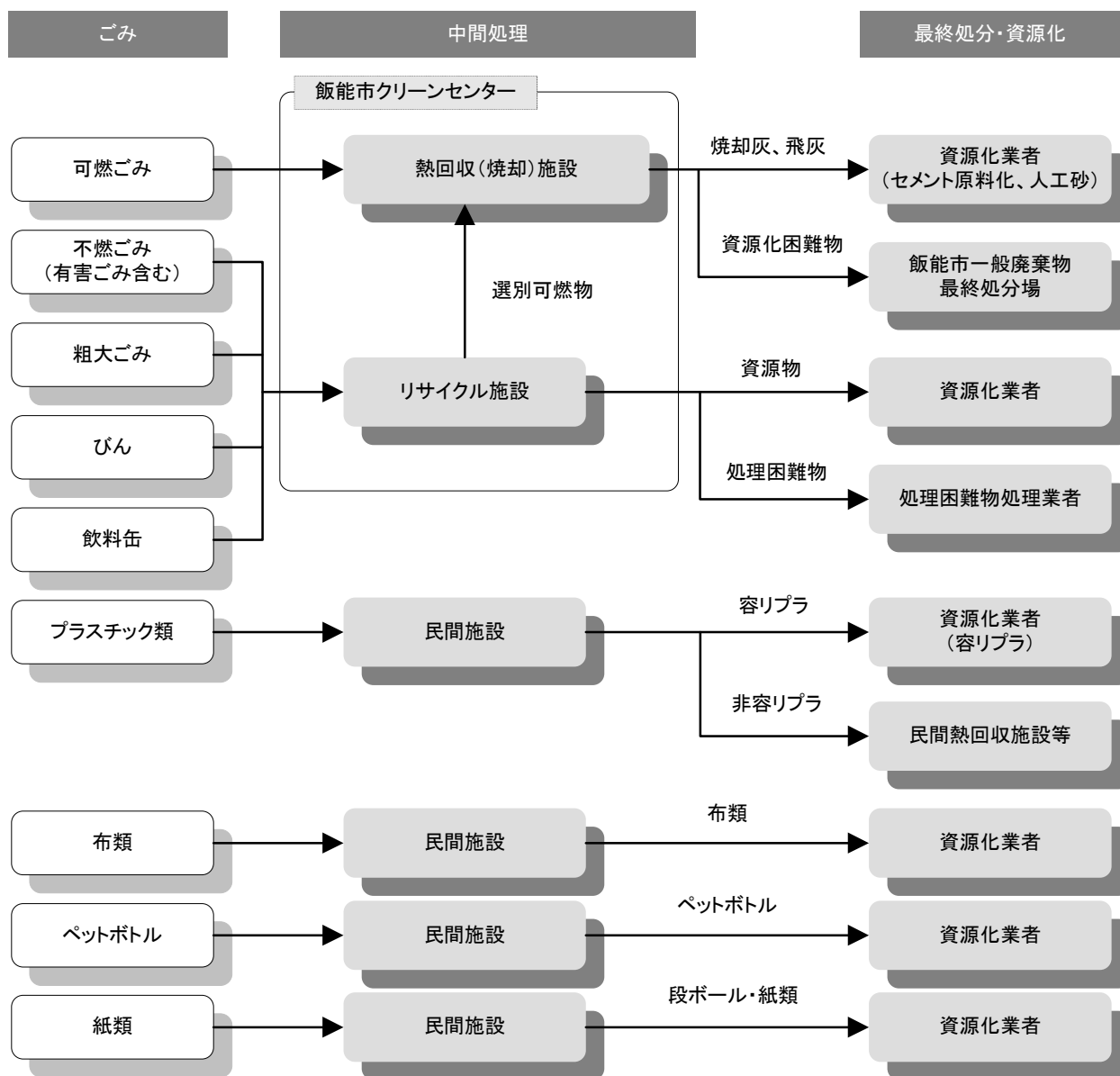
(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図 3-1 に示します。

可燃ごみは、飯能市クリーンセンターの熱回収（焼却）施設で焼却処理し、発生した焼却灰及び飛灰は民間の施設において資源化しています。

不燃ごみ、粗大ごみ、びん及び飲料缶は、飯能市クリーンセンターのリサイクル施設で中間処理を行っています。不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎した後、鉄類・アルミ類及び選別可燃物に選別しています。選別した鉄類・アルミ類は資源化し、選別可燃物は熱回収（焼却）施設で焼却処理をしています。びん（飲料・食品用）は、色別（茶・透明・その他・廃ガラス）に選別した後、資源化しています。また、飲料缶についても、アルミ缶とスチール缶に選別、圧縮処理した後、資源化しています。

プラスチック類、容リプラ、布類、ペットボトル、雑誌は、民間の資源化施設で処理しています。なお、プラスチック類（非容リプラ）は、民間の熱回収施設等で資源化しています。



※容リプラ：容器包装プラスチック類

図 3-1 処理フロー図

3.2 施設概要

飯能市クリーンセンター及び飯能市一般廃棄物最終処分場の施設の概要をそれぞれ表 3-3 及び表 3-4 に示します。

表 3-3 飯能市クリーンセンターの概要

項目	内容
●施設名	飯能市クリーンセンター
所在地	埼玉県飯能市大字下畑 768 番地の 1
敷地面積	約 26, 328 m ²
●熱回収（焼却）施設	
竣工	平成 29 年 12 月
焼却方式	全連続燃焼式ストーカ炉
焼却能力	40 t / 日 × 2 炉 （24 時間運転）
設備概要	受入供給設備 : ピットアンドクレーン方式 燃焼設備 : ストーカ式焼却炉 燃焼ガス冷却設備 : 廃熱ボイラ方式 排ガス処理設備 : 乾式排ガス処理方式 (集じん装置、触媒脱硝) 通風設備 : 平衡通風方式 灰出し設備 : 焼却灰・飛灰・飛灰処理物 余熱利用設備 : 蒸気タービン発電設備 発電能力 830kW 排水処理設備 : 生物処理・凝集沈殿処理・ろ過方式(場内再利用)
●リサイクル施設	
竣工	平成 29 年 12 月
処理方式	破碎・選別方式
処理能力	11. 8 t / 5h
設備概要	受入・供給設備 : ヤード受入ホッパ投入方式 破碎設備 : 一次/二次破碎方式 搬送設備 : コンベヤ搬送方式 選別設備 : 磁選機、粒度選別機、アルミ選別機 再生・貯留・搬送設備 : プレス機/バンカ方式 集じん設備 : サイクロン/バグフィルタ/脱臭装置 排風機

表 3-4 飯能市一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
●施設名	飯能市一般廃棄物最終処分場
所在地	飯能市大字下畑 552 番の 1 他
竣工	平成 3 年 1 月
敷地面積	28,567 m ²
埋立面積	16,505 m ²
埋立容量	125,075 m ³
浸出水処理施設能力	35 m ³ /日
浸出水処理方式	凝集沈殿＋接触酸化＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌

3.3 ごみ処理体制

本市のごみ処理体制を表 3-5 に示します。

収集・運搬については、すべて民間委託により行っています。

中間処理については、主に飯能市クリーンセンターで行っており、施設の運転は民間委託しています。なお、資源物のうち、プラスチック類、布類、ペットボトル、紙類は民間施設に処理委託を行っています。

処分については、中間処理後の性状により、資源化又は適正処分に分かります。なお、埋立先については、これまでは飯能市一般廃棄物最終処分場と埼玉県環境整備センターでしたが、新たな飯能市クリーンセンターの稼働後は飯能市一般廃棄物最終処分場のみとなっています。

表 3-5 ごみ処理体制

品目	処 理 体 制		
	収集・運搬	中 間 処 理	処 分
可 燃 ご み	委 託	焼 却 委 託	焼却灰・飛灰 委託（セメント原料化）
			焼 却 灰 委託（人工砂）
			資源化困難物 委託（適正処分）
不 燃 ご み	委 託	破 砕 選 別 委 託	破 砕 後 資 源 委託（資源化）
			処 理 困 難 物 委託（適正処分）
粗 大 ご み	委 託	破 砕 選 別 委 託	破 砕 後 資 源 委託（資源化）
			処 理 困 難 物 委託（適正処分）
有 害 ご み	委 託	選 別 委 託	委託（資源化）
びん（飲料・食品用）	委 託	選 別 委 託	委託（資源化）
飲 料 缶	委 託	選 別 圧 縮 委 託	委託（資源化）
紙 類	委 託	選 別 圧 縮 委 託	委託（資源化）
布 類	委 託	選 別 圧 縮 委 託	委託（資源化）
ペ ッ ト ボ ト ル	委 託	選 別 圧 縮 委 託	委託（資源化）
プ ラ ス チ ッ ク 類	委 託	選 別 圧 縮 委 託	委託（資源化）

3.4 ごみ排出量実績

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量実績を図 3-2 に示します。

ごみ総排出量は、平成 22 年度から令和元年度までほぼ横ばいに推移しており、令和元年度では 24,130 トンとなっています。一人 1 日当たりのごみ総排出量については、全体的に増加の傾向を示しており、令和元年度は、約 827 (g/人日) となっています。

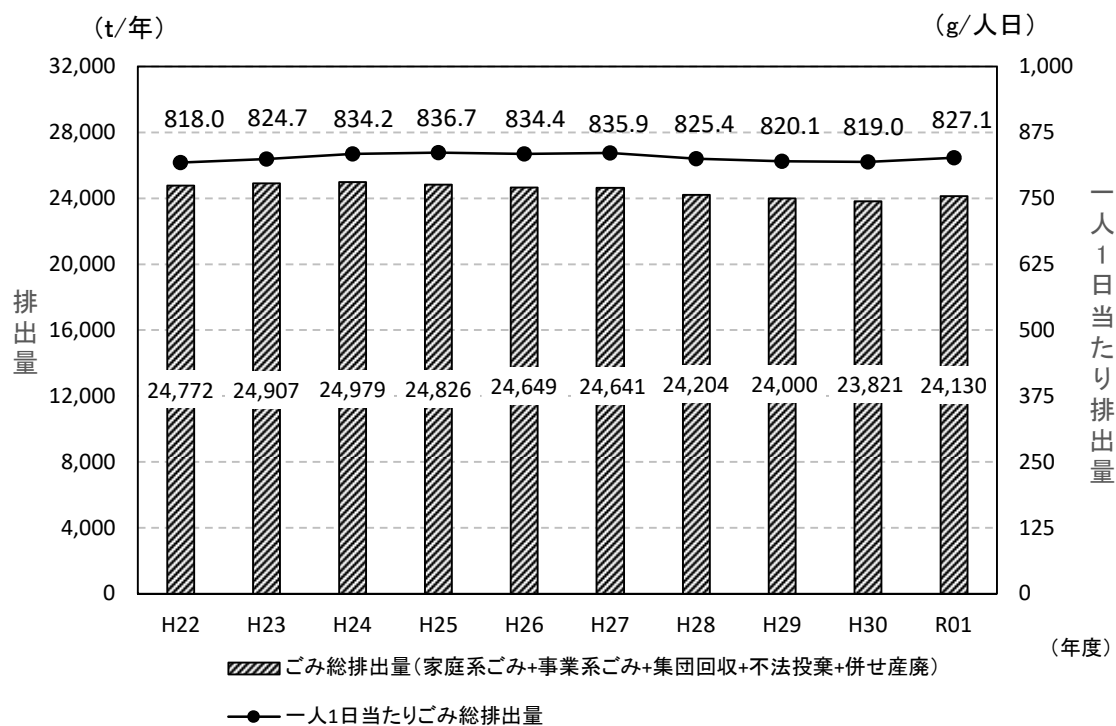


図 3-2 ごみ総排出量実績

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量実績及び集団資源回収量実績を図 3-3 及び図 3-4 に示します。

家庭系ごみ排出量は、令和元年度では 19,554 トンとなっています。資源物を除いた一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、平成 22～令和元年度の 10 年間で微増傾向にあり、令和元年度では約 519 (g/人日) となっています。また、集団資源回収量を含めた一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、微減傾向で推移しており、令和元年度では約 685 (g/人日) となっています。

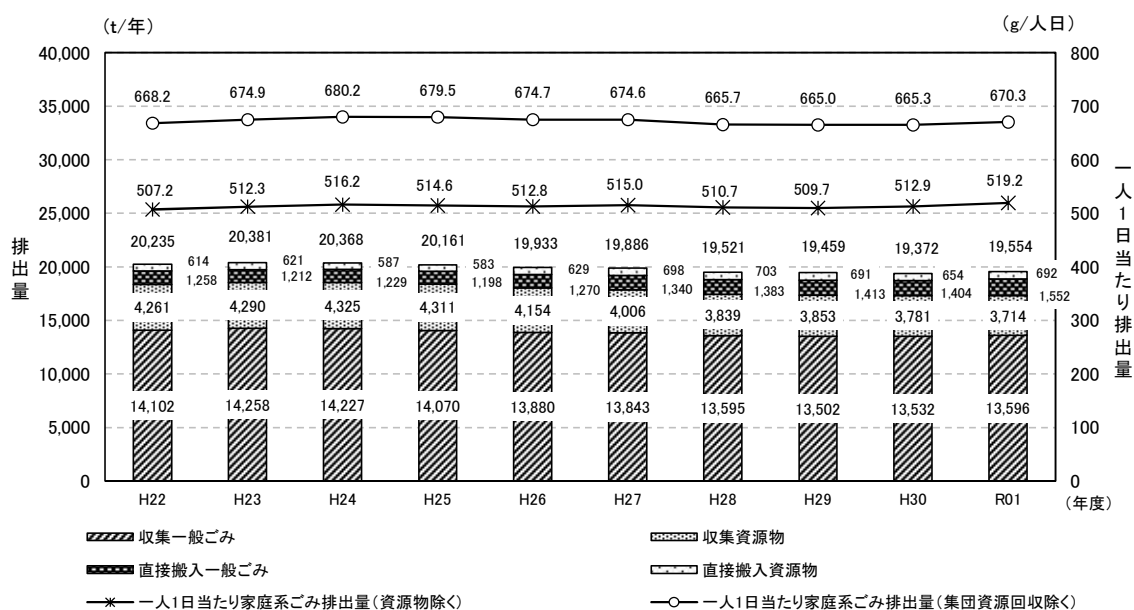


図 3-3 家庭系ごみ排出量実績

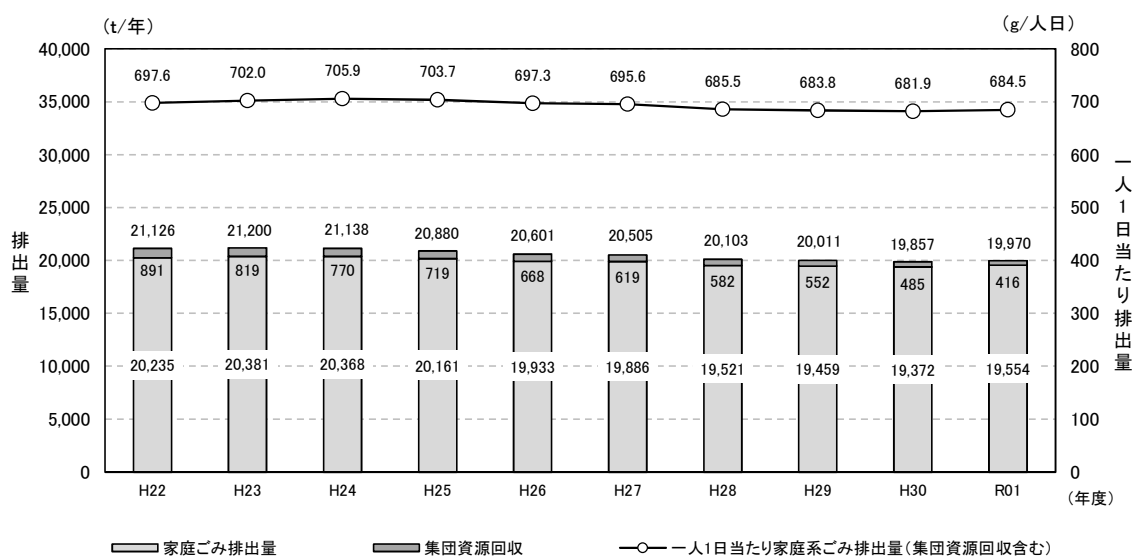


図 3-4 家庭系ごみ排出量及び集団資源回収量実績

※「家庭ごみ排出量」と表記する場合、その内訳には資源物を含みます。ただし、集団資源回収は含みません。なお、「資源物除く」や「集団資源回収含む」等と併記されている場合には、この限りではありません。

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量実績を図 3-5 に示します。

事業系ごみ排出量は、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて増加しており、平成 28 年度から減少していますが、令和元年度は約 4,000 トンとなっています。

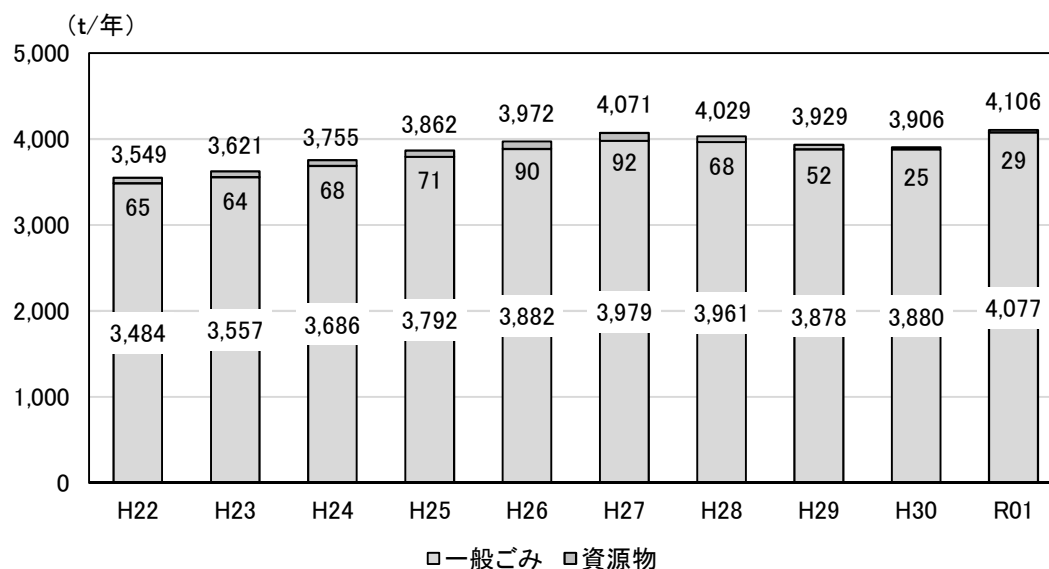


図 3-5 事業系ごみ排出量実績

(4) 併せ産廃排出量

併せ産廃排出量実績を図 3-6 に示します。

併せ産廃は、毎年約 35 トン程度の量を受け入れています。

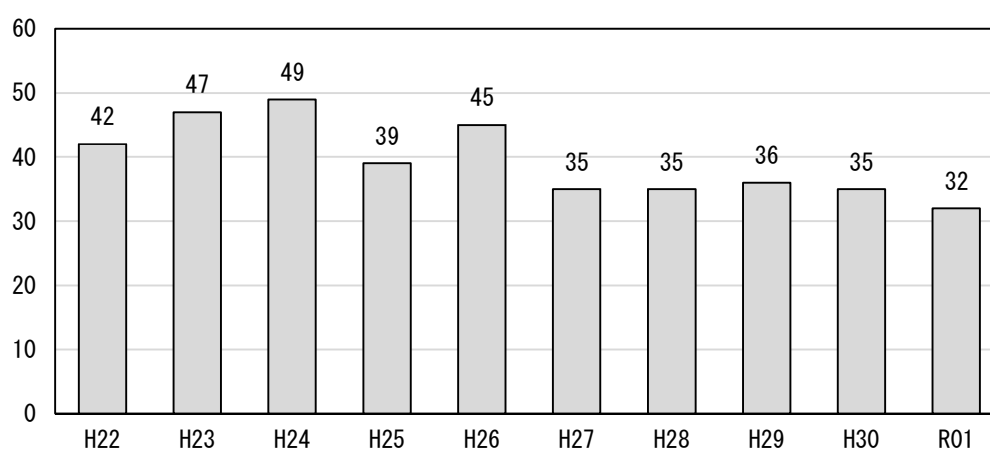


図 3-6 併せ産廃排出量実績

3.5 ごみの処理・処分の実績

ごみの処理・処分量実績を表 3-6 及び図 3-7 に示します。

総焼却量は、ほぼ横ばいに推移若しくは増加傾向となっており、令和元年度では 18,748 トンとなっています。

総資源化量は、減少傾向にあり、令和元年度では 7,530 トンで、平成 22 年度の 8,345 トンからは 10%ほど減少しています。資源化率は、令和元年度で 22.2%（セメント原料化等除く）、31.2%（セメント原料化等含む）となっています。

総最終処分量は、平成 22～28 年度は約 200 トンから約 250 トンの間で推移していましたが、新たな飯能市クリーンセンターの稼働後は大きく減少しており、令和元年度では 11 トンとなっています。最終処分率についても減少傾向にあり、令和元年度では 0.05%となっています。

表 3-6 処理・処分量実績

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
総焼却量	(t/年)	18,133	18,295	18,421	18,348	18,386	18,526	18,322	18,319	18,325	18,748
可燃ごみ	(t/年)	17,583	17,797	17,899	17,871	17,853	17,984	17,798	17,631	17,684	17,996
破碎可燃物	(t/年)	551	498	522	477	532	541	523	688	641	752
総資源化量	(t/年)	8,345	8,381	8,360	8,253	7,959	7,844	7,587	7,542	7,680	7,530
直接資源化量	(t/年)	2,933	3,003	3,080	3,073	2,970	2,917	2,787	2,810	2,730	2,751
中間処理後再生利用量	(t/年)	4,521	4,559	4,510	4,460	4,321	4,307	4,218	4,180	4,466	4,362
セメント原料化等	(t/年)	1,939	1,987	2,023	1,965	1,908	1,920	1,905	1,978	2,187	2,167
セメント原料化等以外	(t/年)	2,583	2,573	2,487	2,496	2,413	2,388	2,314	2,202	2,279	2,195
集団資源回収量	(t/年)	891	819	770	719	668	619	582	552	485	416
資源化量(セメント原料化等除く)	(t/年)	6,407	6,395	6,337	6,288	6,051	5,924	5,683	5,564	5,494	5,362
資源化率	(%)	33.7%	33.6%	33.5%	33.2%	32.3%	31.8%	31.3%	31.4%	32.2%	31.2%
資源化率(セメント原料化等除く)	(%)	25.9%	25.7%	25.4%	25.3%	24.5%	24.0%	23.5%	23.2%	23.1%	22.2%
総最終処分量	(t/年)	237	227	241	197	222	217	253	140	9	11
直接最終処分量	(t/年)	11	4	7	4	5	5	4	4	3	7
中間処理後最終処分量	(t/年)	226	224	234	193	216	212	249	136	6	4
セメント原料化等困難物	(t/年)	5	9	20	7	9	25	53	24	6	4
破碎不燃物	(t/年)	221	214	215	186	207	187	196	112	0	0
最終処分率	(%)	0.99%	0.94%	1.00%	0.82%	0.92%	0.90%	1.07%	0.60%	0.04%	0.05%

※小数点以下の端数処理の関係上、内訳と合計が一致しない場合があります。

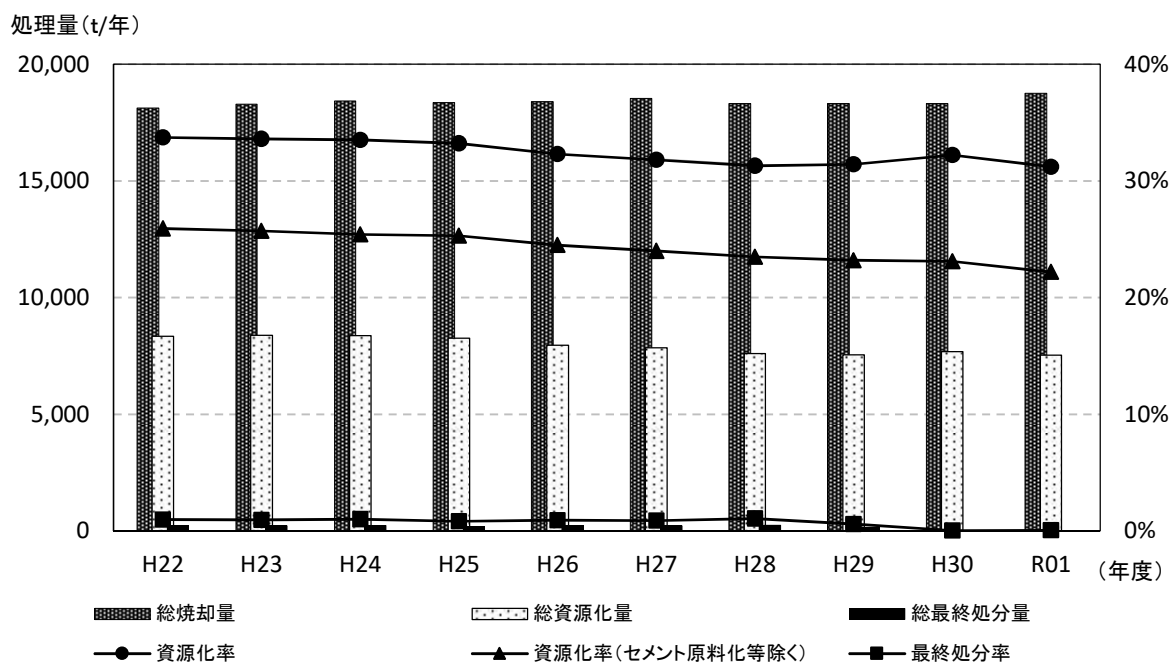


図 3-7 処理・処分量実績

3.6 ごみ質分析結果

飯能市クリーンセンターにおける令和元年度のごみ質分析調査結果を図 3-8 に示します。

紙・布類の割合が 43%で最も高く、次いで生ごみ（23%）、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類（20%）となっています。

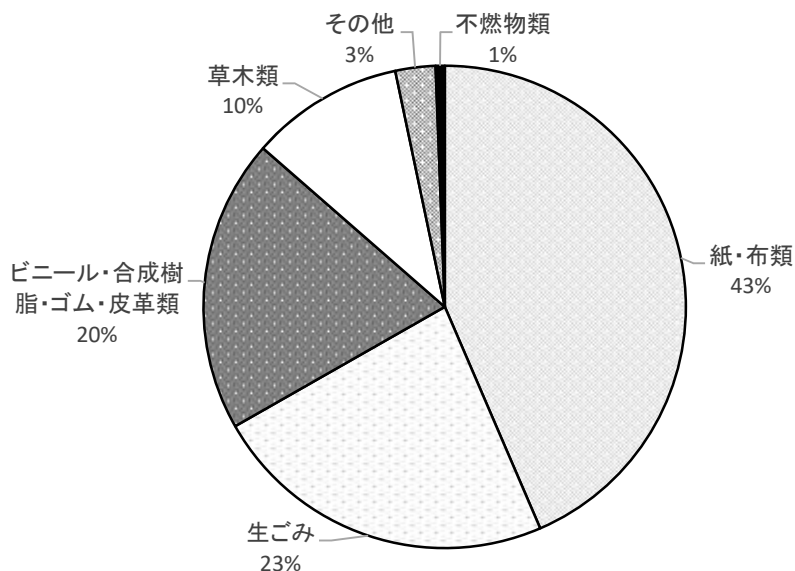


図 3-8 ごみ質分析結果（湿ベース）（令和元年度）

3.7 ごみ減量化・資源化実績

（1）廃棄物減量等推進員制度

本市では、平成 8 年 4 月からごみの分別収集の徹底や集積所の清潔保持、減量化や資源化を推進するため、各自治会の実態に応じた最適な人数に委嘱し、地域のリーダーとして活動していただいております（総数約 1,050 人）。また、毎年一般市民や推進員を対象にごみ減量・リサイクル推進説明会を開催し、ごみの排出量や処理・処分状況などについて説明しています。こうしたことから、ごみに関する市民意識の向上が図られ、市民が排出したごみを適正に処理することにより、市民と行政の信頼関係が確立され、ごみの減量化や資源化の推進につながっています。

(2) ごみの減量化・資源化施策

本市が現在実施しているごみの減量化・資源化に関する施策を表 3-7 に示します。

表 3-7 ごみ減量化・資源化施策の実績

施策の種類	施策の名称	実施開始年月
全般	ごみ減量・リサイクル推進説明会の実施	平成 18 年
	出前講座の実施	平成 18 年
	廃棄物減量等推進員制度の活用	平成 8 年
	施設見学会の実施	平成 8 年
ごみ減量化	マイバッグ運動（レジ袋削減）の実施	平成 18 年
	リユース品販売会の開催	平成 18 年
資源化	焼却灰・飛灰のセメント原料化	平成 14 年 9 月
	ペットボトル分別開始	平成 17 年 9 月
	缶選別圧縮処理施設設置	平成 18 年 3 月
	びん、缶の用途限定	平成 19 年 4 月
	紙類に雑がみ・紙パックを追加	平成 19 年 4 月
	有害ごみの指定	平成 19 年 4 月
	蛍光管・乾電池・ライター・水銀体温計	
	プラスチック類 分別開始	平成 19 年 4 月
	液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機は市で扱わない (家電リサイクル法改正)	平成 21 年 4 月
	小型家電回収ボックス設置	平成 26 年 1 月
	携帯電話専用・小型簡易型回収ボックス設置	平成 29 年 6 月
	焼却灰の人工砂化	令和元年 7 月

(3) 資源再利用奨励補助金制度（集団資源回収）

本制度は、平成 3 年 6 月から資源再利用の促進、ごみ減量化及び生活環境の保全を図るため、日常生活の中から排出される廃棄物の中で再利用できる有価物（布類、紙類、生きびん、金属類）の回収を行った地域の団体（自治会、子ども会、PTA）に補助金を交付する制度です。

市民団体の資源回収量を図 3-9 に示します。同図のとおり、集団資源回収量は年々減少しており、令和元年度は 416 t となっています。

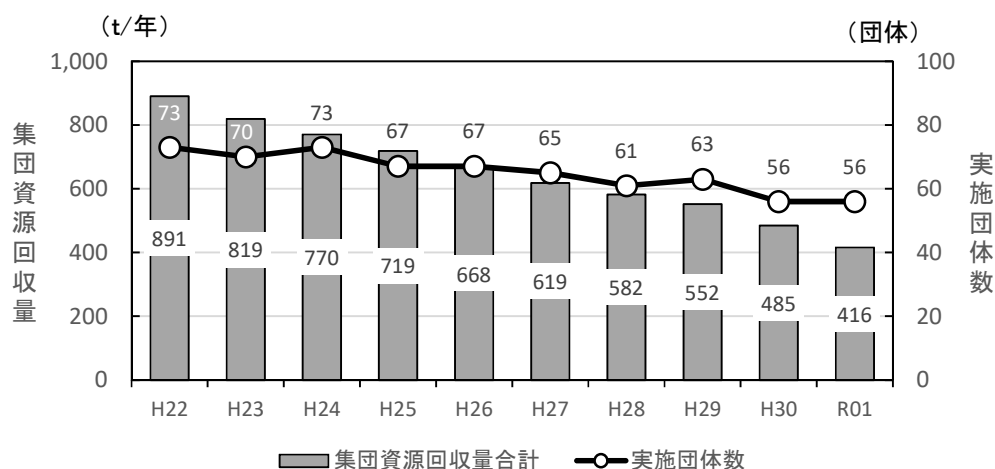


図 3-9 市民団体の資源回収量（集団資源回収量）

(4) 生ごみ処理器はんのうキエーロ購入費補助制度

本制度は、生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図ることを目的として、本市に住所を有する個人（世帯）及び事業所から排出される生ごみを処理する「生ごみ処理器はんのうキエーロ」を購入する方に対して購入費用の一部を補助する制度です。本制度は、平成 24 年度まで実施していた電気式生ごみ処理機の購入費補助制度に代わり平成 29 年度から開始しています。

生ごみ処理器はんのうキエーロの補助実績を図 3-10 に示します。令和元年度は 55 台への補助を行い、これまでの補助累計台数は 237 台となっています。また、令和元年度の補助金額は、276 千円程度となっています。

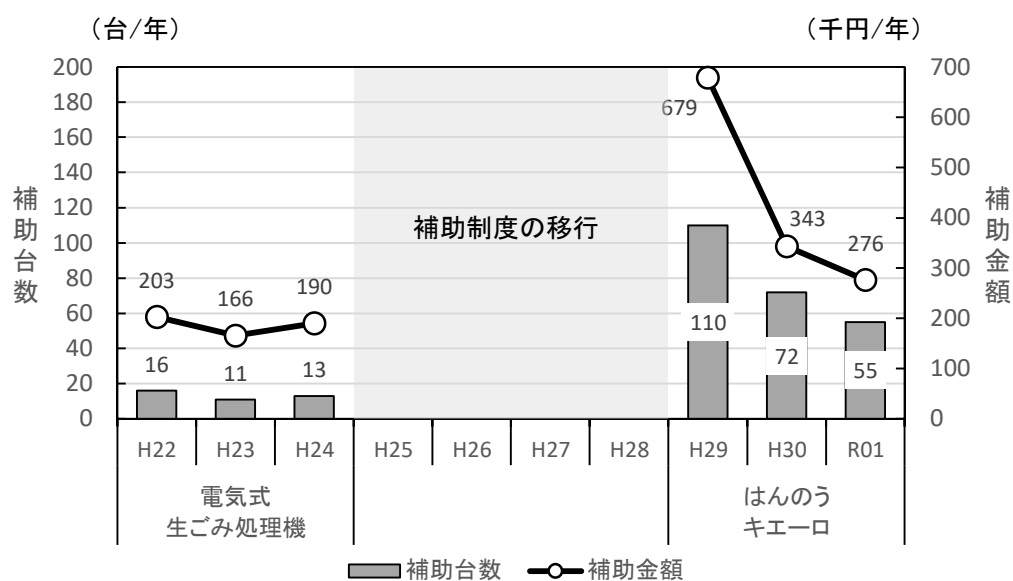


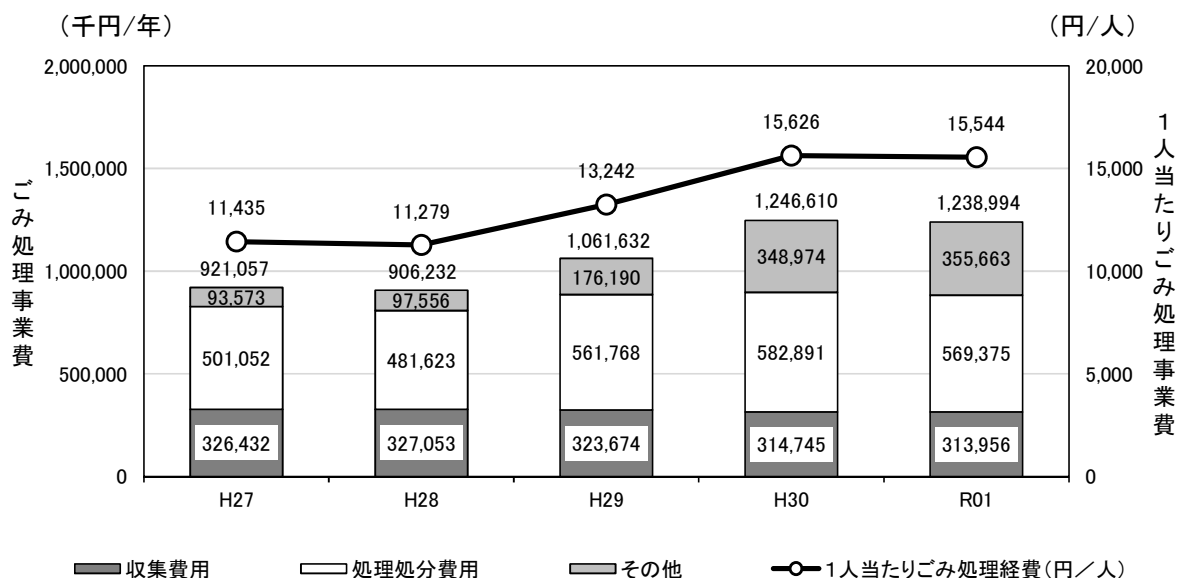
図 3-10 生ごみ処理器はんのうキエーロの補助実績

3.8 ごみ処理事業費

(1) こみ処理事業費の推移

平成 27 年度から令和元年度におけるごみ処理事業費（減価償却費を含む）の推移を図 3-11 に示します。

直近 5 年間におけるごみ処理業費は、約 900～1,250 百万円の間で推移しており、このうち、収集費用と処理処分費用が約 800～900 百万円を占めています。また、市民 1 人当たりのごみ処理事業費は、約 11,000～16,000 円／人で推移しています。



※その他の費用は、管理間接費及び減価償却費である。

図 3-11 ごみ処理事業費

(2) 事業系ごみ手数料の改定

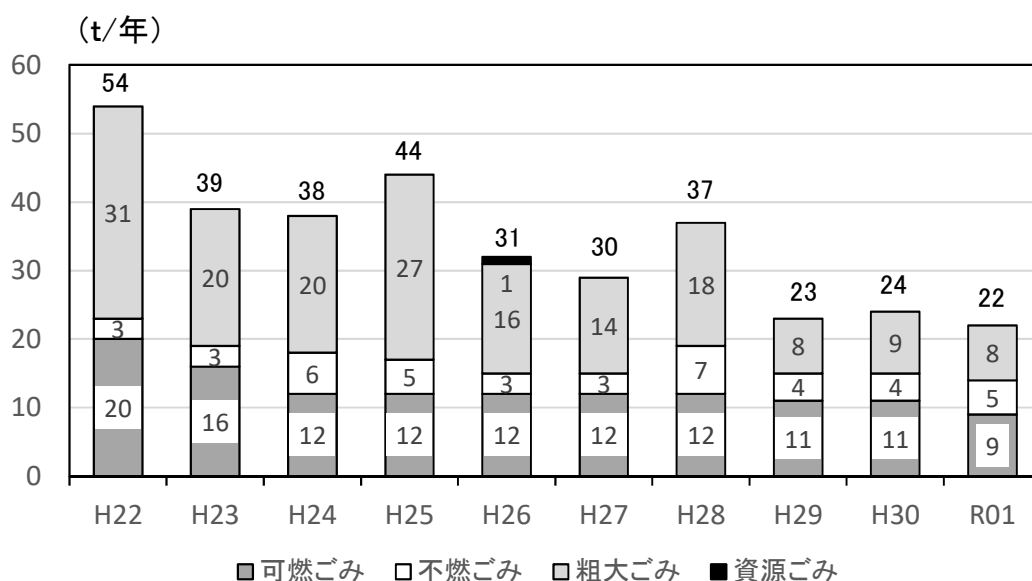
事業系ごみの処理手数料は、これまで 100 円/10kg としていましたが、近隣自治体と比較すると低い水準にあり、処理費用などの見直しを実施しました。このような事情を踏まえ、平成 30 年 1 月から事業系ごみのごみ処理手数料を 200 円/10kg に改定しました。

3.9 不法投棄

本市は、都心からの交通のアクセスがよく、豊かな自然環境に恵まれているため、山間部や川辺はレジャーに訪れる観光客等も多く、市民だけでなく周辺地域や都内の方にとっても身近で貴重な憩いの場となっています。一方、市域の大半を占める山間部では、多くの林道や峠道が整備されていますが、人目につかない場所や時間帯も多いことから、悪質なごみの不法投棄が行われている現状があります。中には遠方から大量の産業廃棄物の不法投棄を目的に来るようなケースもあります。

本市では、こうした地理的な条件を踏まえ、不法投棄を未然に防止するため、パトロールを実施するとともに、平成 19 年 8 月からは監視カメラを導入しています。また、平成 22 年 11 月には市内で事業活動を展開する事業者と協定を締結し、不法投棄の早期発見や未然防止を図っています。

不法投棄物回収量の推移を図 3-12 に示します。おおむね減少傾向にありますが、令和元年度においても約 22 トンの不法投棄が確認されています。ごみの種類別にみると、粗大ごみの量が減少している一方で、可燃ごみはほぼ横ばいで推移しています。



※小数点以下の端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合があります。

図 3-12 不法投棄物回収量

第4章 ごみ処理の課題

4.1 ごみ処理の評価

(1) 類似都市及び県内他自治体との比較

① 評価項目

本市の一般廃棄物処理システムについて、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 25 年 4 月改定版）に基づき、類似都市及び県内他自治体との比較を行います。評価指標を表 4-1 に示します。評価指標は、「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度）」から得られる指標とします。

表 4-1 評価指標

視点	指標で図るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	一人 1 日当たり 総ごみ排出量	g/人日	(年間収集量＋年間直接搬入量＋集団資源回収量) ÷ 計画収集人口 ÷ 年間日数
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの 資源回収率	% (t/t)	総資源化量 ÷ (年間収集量＋年間直接搬入量＋集団資源回収量)
	最終処分	廃棄物のうち最終 処分される割合	% (t/t)	最終処分量 ÷ (年間収集量＋年間直接搬入量＋集団資源回収量)
経済性	費用対効果	1 人当たり 年間処理経費	円/人年	廃棄物処理に要する総費用 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に 要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用 ÷ (年間収集量＋年間直接搬入量＋集団資源回収量－最終処分量)

※廃棄物からの資源回収率は、RDF・セメント原料化等を除く。

② 比較対象

比較対象は、本市と都市類型が同じ全国の市（類似自治体）、埼玉県内の自治体（県内他自治体）とします。

本市の都市類型を表 4-2 に示します。同表のとおり、本市の都市類型は、「都市Ⅱ3」となります。

表 4-2 本市の都市類型

人口	都市形態	人口区分	産業構造
79,779	都市	Ⅱ (50,000～10,000 人)	3 (Ⅱ次、Ⅲ次産業 95%以上、 Ⅲ次産業 65%以上)

※人口は、出典が一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）であるため、図 2-5 に示す人口とは異なる。

③ 類似自治体との比較

本市と都市類型が同じ都市（95 市）との比較結果を図 4-1 及び表 4-3 に示します。

一人 1 日当たりの総ごみ排出量は平均より少ない状況です。また、廃棄物からの資源回収率（資源化率）は平均より高く、最終処分率は平均より低くなっており、これら 3 つの指標については平均よりも良好な状況です。一方、1 人当たり年間処理費及び最終処分減量に要する費用は、平均よりも多い結果となっています。

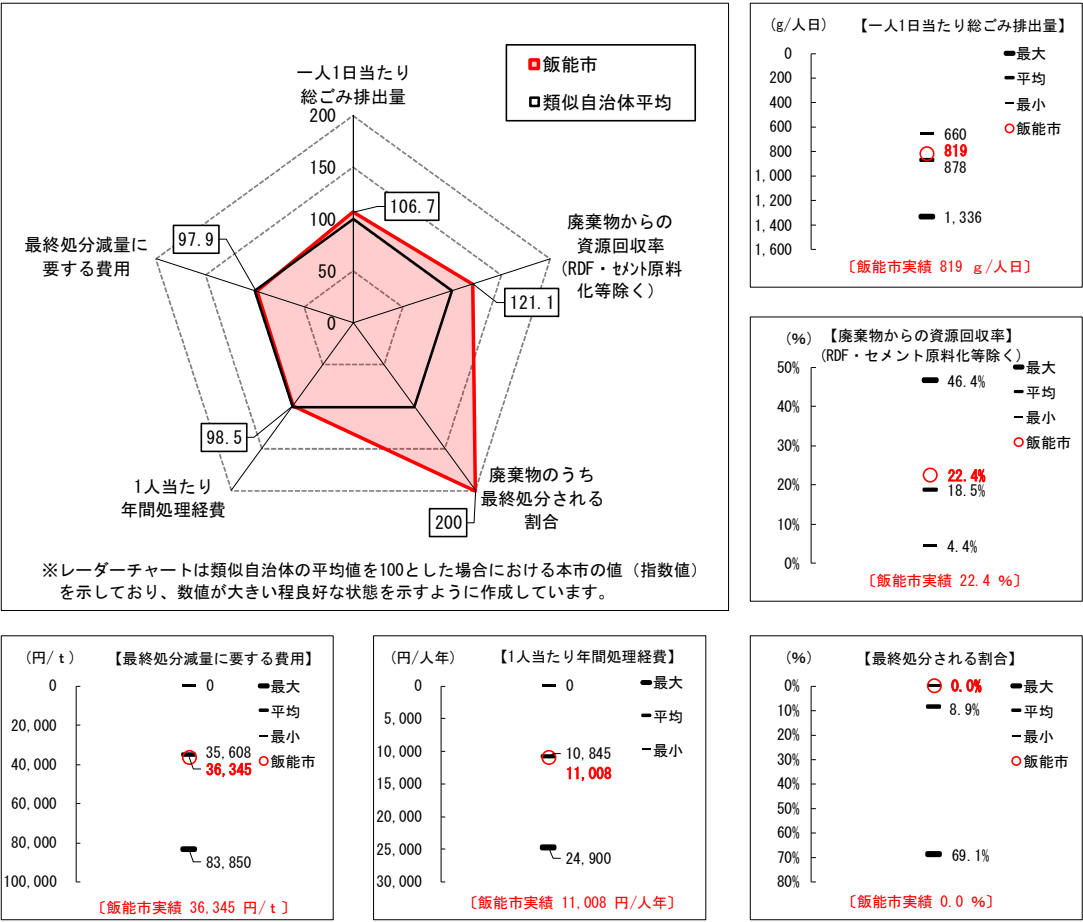


図 4-1 類似自治体との比較

表 4-3 類似自治体との比較

比較項目	比較		評価
	本市	平均	
一人 1 日当たり総ごみ排出量 (g/人日)	819	< 878	○：一人 1 日の排出量が少ない
廃棄物からの資源回収率 (%)	22.4	> 18.5	○：リサイクル率が高い
廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	0.0	< 8.9	○：最終処分率が低い
1 人当たり年間処理経費 (円/人年)	11,008	> 10,845	×：1 人当たりの処理経費が多い
最終処分減量に要する費用 (円/t)	36,345	> 35,608	×：最終処分減量費が多い

※各指標の値の出典は、一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）である。

④ 県内自治体との比較

本市と県内他自治体との比較結果を図 4-2 及び表 4-4 に示します。

一人 1 日当たりの総ごみ排出量は、平均より少ない状況です。また、廃棄物からの資源回収率（資源化率）は平均より高く、最終処分率は平均より低くなっており、これら 3 つの指標については平均よりも良好な状況です。一方、1 人当たり年間処理費及び最終処分減量に要する費用は、平均よりも多い結果となっています。

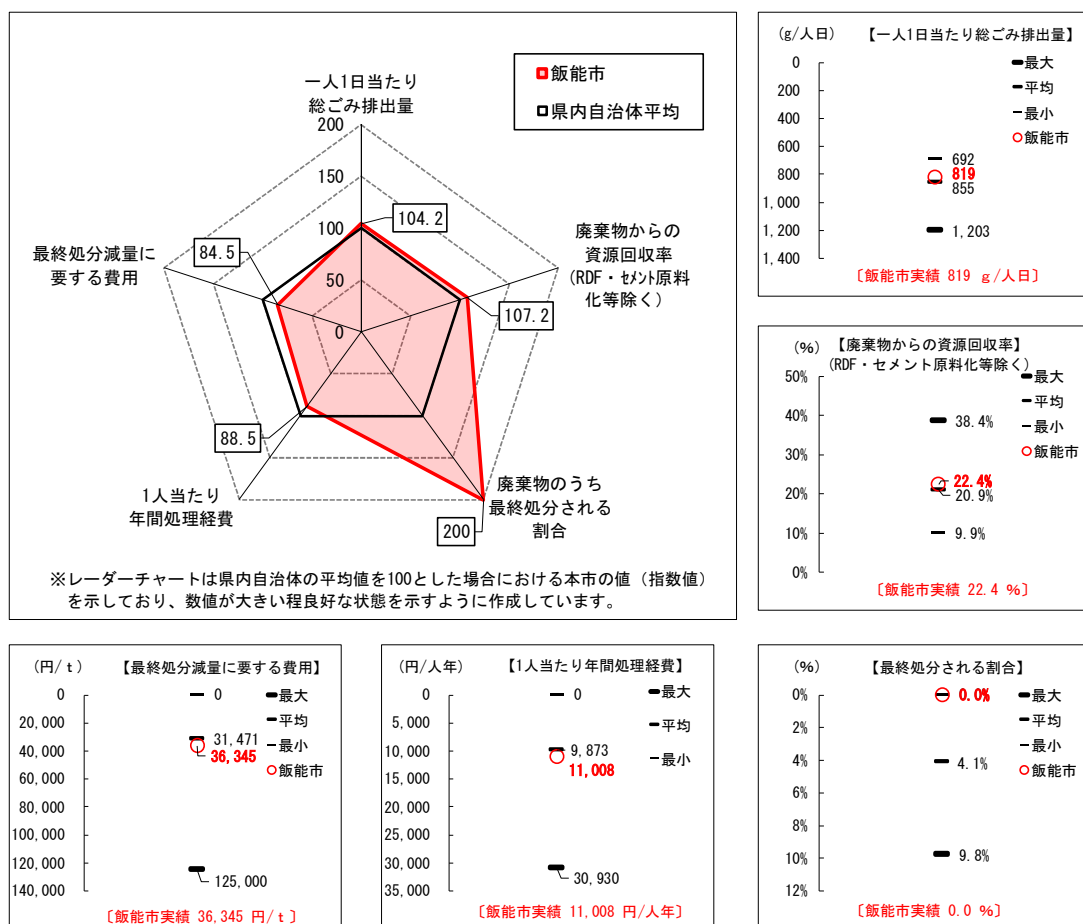


図 4-2 県内他自治体自治体との比較

表 4-4 県内自治体との比較

比較項目	比較		評価
	本市	平均	
一人 1 日当たり総ごみ排出量 (g/人日)	819	< 855	○：一人 1 日の排出量が少ない
廃棄物からの資源回収率 (%)	22.4	> 20.9	○：リサイクル率が高い
廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	0.0	< 4.1	○：最終処分率が低い
1 人当たり年間処理経費 (円/人年)	11,008	> 9,873	×：1 人当たりの処理経費が多い
最終処分減量に要する費用 (円/t)	36,345	> 31,471	×：最終処分減量費が多い

※各指標の値の出典は、一般廃棄物処理実態調査（平成 30 年度）である。

(2) 目標達成状況

① 前計画における数値目標

前計画における数値目標を表 4-5 に示します。前計画では、中間目標年度を平成 27 年度、目標年度を令和 2 年度として、「一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（集団資源回収含む）」、「事業系ごみ排出量」、「資源化率（セメント原料化等除く）」の 3 つの指標に係る目標値を設定しています。

表 4-5 前計画における数値目標

指標	単位	H21 実績	H27 中間目標	R02 計画目標	備考
一人1日当たり家庭系ごみ排出量 (集団資源回収含む)	g/人日	712	701	691	H21年度比3%減
事業系ごみ排出量	t/年	3,587	3,528	3,479	H21年度比3%減
資源化率 (セメント原料化等除く)	%	26.5	28.0	29.0	H21年度比2.5ポイント増

② 前計画における数値目標の達成状況

1) 一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（集団資源回収含む）

一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（集団資源回収含む）の推移を図 4-3 に示します。令和 2 年度の目標値 691（g/人日）に対して、令和元年度の実績値は 684.5（g/人日）であり、令和元年度時点で目標値を 6.5（g/人日）下回っています。

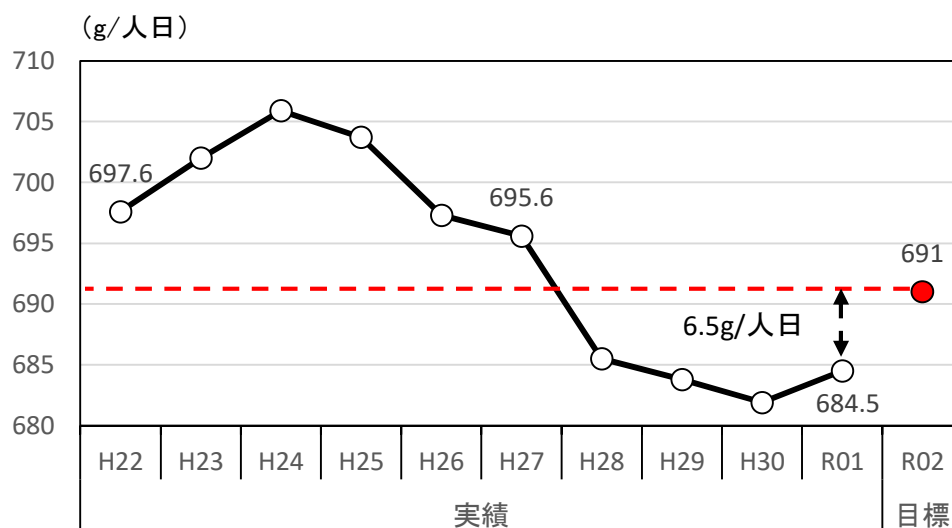


図 4-3 一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（集団資源回収含む）の推移

2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移を図 4-4 に示します。

令和 2 年度の目標値 3,479 トンに対して、令和元年度の実績値は約 4,106 トンであり、目標値を 627 トン上回っています。平成 22 年度以降の推移を踏まえると、令和 2 年度における目標達成は困難な状況となっています。

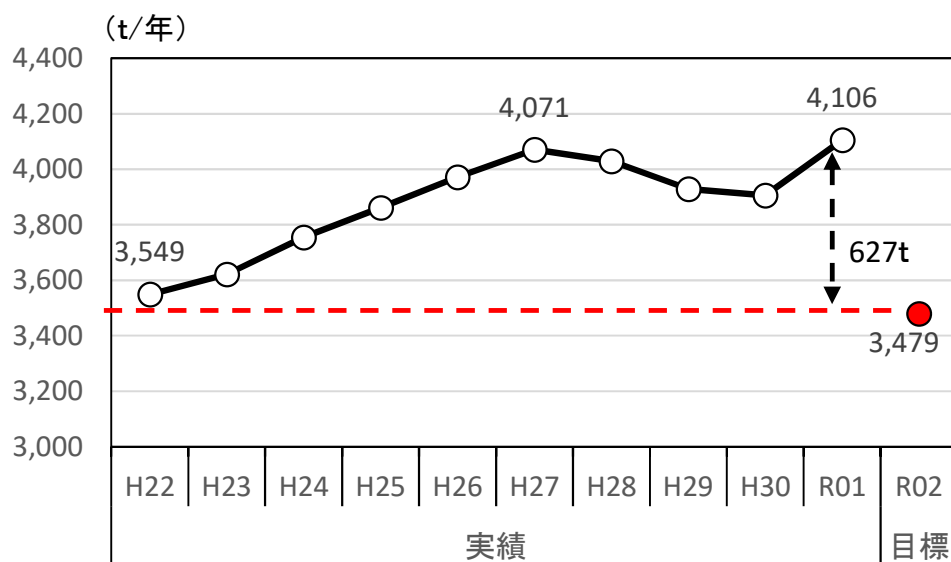


図 4-4 事業系ごみ排出量の推移

3) 資源化率（セメント原料化等除く）

資源化率（セメント原料化等除く）の推移を図 4-5 に示します。

令和 2 年度の目標値 29.0%に対して、令和元年度の実績値は 22.2%であり、目標値を 6.8 ポイント下回っています。平成 22 年度以降の推移を踏まえると、令和 2 年度における目標達成は困難な状況となっています。

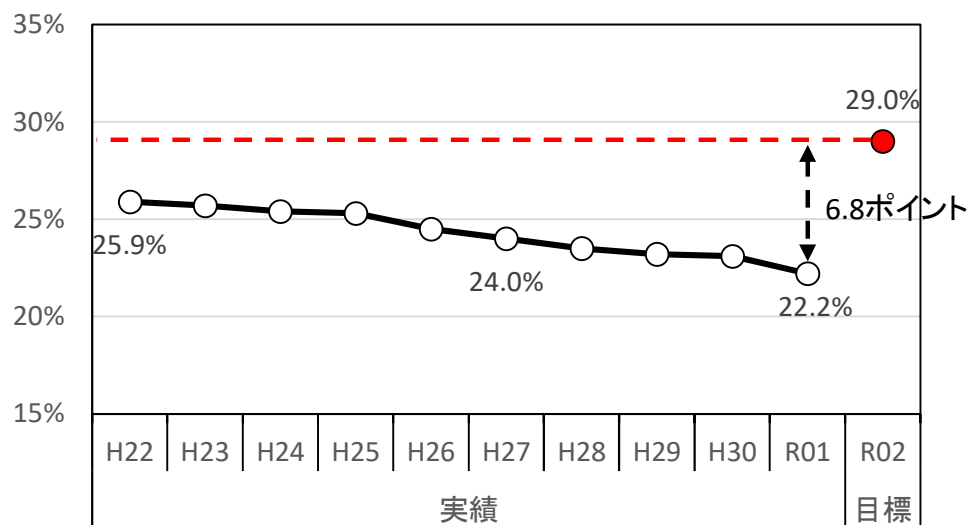


図 4-5 資源化率（セメント原料化等除く）の推移

4) 達成状況の評価

前計画における数値目標の達成状況の評価を表 4-6 に示します。

令和元年度時点において、一人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団資源回収含む）は目標を達成しているものの、事業系ごみ排出量及び資源化率（セメント原料化等除く）は目標未達となっています。

表 4-6 前計画における数値目標達成状況の評価

指標	単位	H21 実績	R01 実績 ①	R02 計画目標 ②	達成状況	
					①－②	評価
一人1日当たり家庭系ごみ排出量 (集団資源回収含む)	g/人日	712	684.5	691	△ 6.5	達成
事業系ごみ排出量	t/年	3,587	4,106	3,479	627	未達成
資源化率 (セメント原料化等除く)	%	26.5	22.2	29.0	△ 6.8	未達成

4.2 排出抑制の課題

(1) 定量的課題

本市の一人 1 日当たりごみ総排出量は、類似都市や県内他自治体の平均と比べて少ない状況にあります。さらに、前計画の目標のうち、一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（集団資源回収含む）は、令和元年度において目標値を達成しています。しかし、図 3-3 に示すとおり、資源物を除く一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量については、平成 22 年度（507.2g/人日）から令和元年度（519.2g/人日）にかけて増加しています。また、事業系ごみ排出量についても、平成 22 年度から令和元年度にかけておおむね増加傾向で推移しています（図 3-5 参照）。このような状況を踏まえると、市民・事業者・行政が一体となって、これまでよりも一層のごみの発生・排出抑制に努める必要があります。

(2) 生ごみ処理器はんのうキエーロ購入費補助制度

平成 29 年度から補助制度を開始した生ごみ処理器はんのうキエーロの補助実績は、令和元年度までの 3 か年で減少傾向にあります。制度の定着化が進むよう、市民に対する周知啓発活動を推進し、情報提供等を図る必要があります。

(3) 併せ産廃の処理

併せ産廃については極力、自己処理又は産業廃棄物処理業者に処理してもらうことが望ましいことから、事業者に対する指導を強化・徹底していきます。

4.3 資源化の課題

(1) 定量的課題

本市の資源化率（セメント原料化等除く）は、類似都市や県内他自治体の平均と比べて高い状況にありますが、平成 22 年度から毎年減少傾向で推移しています。令和元年度においては 22.2%となり、前計画の目標値である 29.0%の達成は難しいと言えます。このような状況を踏まえると、市民・事業者・行政が一体となり、より一層の資源化推進に努める必要があります。

(2) ごみの分別

図 3-8 に示すとおり、令和元年度におけるごみ質分析結果をみると、紙・布類の割合が 43%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類の割合が 20%となっています。これらの中には、資源物として分別可能な雑誌・雑がみや新聞・チラシ、段ボール、紙パック、プラスチック容器類などが一定量含まれていると考えられます。持続的な発展を可能とする循環型社会の実現に向けて、正しい分別方法を周知・啓発することなどにより、更なる適正分別の徹底を図る必要があります。

(3) 集団資源回収

図 3-9 に示すとおり、集団資源回収量及び実施団体数は、毎年減少傾向にあります。ごみ

の資源化はもとより地域コミュニティ活性化を促進するためにも、地域の団体（自治体や子ども会、PTA など）が自主的に行う資源回収事業を支援し、安定した回収活動の促進と団体活動の活性化を図る必要があります。

(4) 再使用・再利用の促進

ごみとして排出された物の中でそのまま使用可能なものについては、再使用・再利用を推進するため、引き続きリユース品販売会などの充実に努める必要があります。

4.4 収集・運搬の課題

(1) 分別状況

ごみ集積所において、分別ルールを守らないごみの排出が見受けられます。不適正なごみの排出は、資源化を妨げるだけでなく、地域の生活環境にも悪影響を与える可能性があります。また、スプレー缶やライター、二次電池等が混入している場合には、収集作業中の事故や火災に繋がります。特に、二次電池については、破碎の衝撃で発火するため、分別されずに不燃ごみや粗大ごみに混入しているとリサイクル施設の火災の原因となるので注意が必要です。

(2) 収集・運搬の効率化

本市では、家庭系ごみを対象に市内に約 2,600 箇所のごみ集積所を設置しステーション収集を行っていますが、市街地では以前から道路上や歩道上に集積所を設置しており、歩行者の通行や収集作業に支障をきたしています。また、利用する世帯数が減少している集積所もある一方で、一部の場所では集積所の間隔が短すぎることも課題となっており、収集運搬の効率化を図る必要があります。

(3) 高齢者対策

本市では、全国平均よりも高齢化が進んでいて、単身の高齢者も増加している状況です。特に山間地区では、高齢化率が高いことに加え、集積所までの距離も長いことから、集積所までのごみ排出や分別ルールを遵守することが困難な市民が増えていくことが予想されます。そのため、住民サービス向上の観点から、こうした高齢者に対するごみ出し支援策について、健康福祉部や飯能市社会福祉協議会等と連携して、安定的で効率的なサービス提供方法を検討する必要があります。

4.5 中間処理の課題

(1) 飯能市クリーンセンターの安定稼働

本市では、昭和 57 年 1 月に稼働を開始した旧飯能市クリーンセンターが老朽化してきたことを受けて、飯能市クリーンセンターの建替え工事を実施し、平成 29 年 12 月に完了しました。

飯能市クリーンセンターは、本市のごみ処理における中核的な役割を果たしていることか

ら、適切な予防保全に努め、安定した稼働を継続していく必要があります。

(2) ごみの広域処理

ごみ処理を単独ではなく、複数の自治体と共同で行うごみの広域処理は、処理する量が多くなる分、施設の建設や運営において効率化が進み、環境面や財政面にとっては有効な方法です。しかし、広域処理については建設場所や運営面等の調整に長期間を要することから、当面は本市を含む近隣自治体では従来どおり、各自治体の単独処理体制が継続される見通しです。今後も近隣市と事務レベルでの研究を継続し、将来における広域処理の可能性について探求を進めることは有効と考えられます。

4.6 最終処分の課題

(1) 最終処分場の延命化

本市の最終処分場は、現段階で埋立可能容量の半分程度が埋め立てられている状況ですが焼却灰などのリサイクルを推進し最終処分量は極めて少ないです。最終処分場は環境面や財政面、立地面、住民合意など、多岐にわたる制約があり、現行の制度では市内に他の最終処分場を設置することは、ほぼ不可能な状況です。そのため、最終処分場の延命化は極めて重要な課題です。

(2) 処理困難物の処理

飯能市クリーンセンターで受け入れないものとして、所有者自らが販売店や専門処理業者を通して処理する廃棄物を指定しています。したがって、飯能市クリーンセンターで扱う処理困難物は主に不法投棄によるものですが、これらは専門の処理業者へ委託して処分しています。

(3) 焼却灰等の資源化

現在、焼却後の焼却灰及び飛灰は、セメント原料及び人工砂として民間事業者へ資源化処理を委託しています。今後も焼却灰等の資源化を継続させていくことは、最終処分場の延命化や資源化の推進という意味で重要と考えられます。

4.7 その他の課題

(1) 不法投棄

不法投棄は、廃棄物処理法第 16 条において「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定され禁止されています。しかし、本市では、図 3-12 に示すような不法投棄が確認されており、これら以外にも実際に不法投棄された量は多く存在すると考えられます。

ひとつの不法投棄が更なる不法投棄を誘発することも考えられ、自然環境への負荷の増大や本市の財産である美しい緑と清流への影響などが懸念されます。また、不法投棄を発見しても行為者が特定されない場合は、市の負担で回収・処理しなければならず、本来は支出する必要がない経費が費やされています。

(2) 資源物の持ち去り

近年、本市の委託収集業者以外の者による新聞、雑誌、段ボールなどの資源物（有価物）の持ち去り行為が横行しています。また、資源物の持ち去りという行為にとどまらず、通行禁止時間帯の通学路上にある集積所まで車両が進入したり、集積所周囲を散らかしたまま立ち去るなど、健全な市民生活の安全を脅かす行為も報告されています。

(3) 家庭系ごみの有料化

家庭系ごみの有料化については、更なるごみの減量化や資源化施策を推進していくとともに、ごみ処理事業費の公平な費用負担を推進していくため、国や県、近隣自治体の動向も見極めながら慎重に検討していく必要があります。

また、今後も市民に対して本市のごみ処理の実情（処理量、処理費用、処理施設の現状など）について周知していく必要があります。

第5章 ごみ排出量の将来予測

5.1 将来人口の設定方法

将来人口については、第5次飯能市総合振興計画において、令和7年度の目標人口として80,000人を掲げていることを踏まえて、この人口を用いることとします。

5.2 ごみ排出量の将来予測

(1) ごみ排出量の将来予測のイメージ

ごみ排出量の将来予測のイメージを図5-1に示します。

はじめに、現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測を行います。次に、ごみ減量及び資源化施策等を立案して目標値を定め、その目標を達成した場合のごみ排出量を予測します。ここでは、現状のまま推移した場合のごみ排出量を予測します。

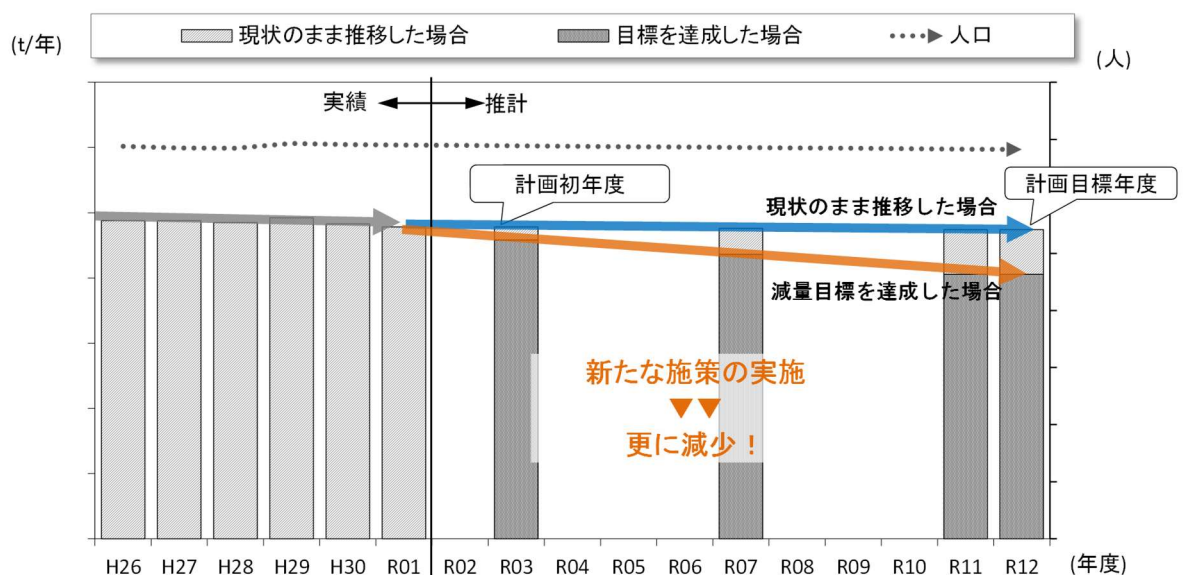


図 5-1 ごみ排出量の将来予測のイメージ

(2) ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

現状のまま推移した場合のごみ総排出量の推移を図 5-2 に示します。現状のまま推移した場合のごみ総排出量は、令和元年度の 24,130 t に対し、中間目標年度の令和 7 年度で 24,085 t、計画目標年度の令和 12 年度で 24,116 t となり、ほぼ横ばいで推移するものと予測しました。

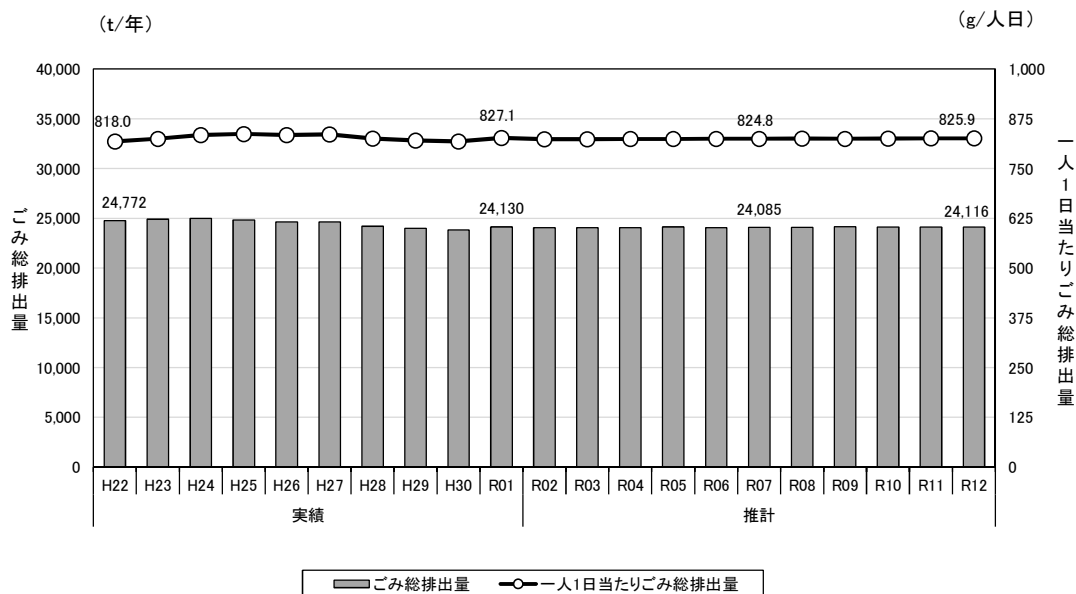


図 5-2 ごみ総排出量将来予測（現状のまま推移した場合）

(3) 家庭系ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

現状のまま推移した場合の家庭系ごみの推移を図 5-3 に示します。現状のまま推移した場合の家庭系ごみ排出量は、令和元年度の 19,554 t に対し、中間目標年度の令和 7 年度で 19,472 t、計画目標年度の令和 12 年度で 19,472 t となり、令和 3 年度から令和 12 年度にかけて横ばいで推移するものと予測しました。

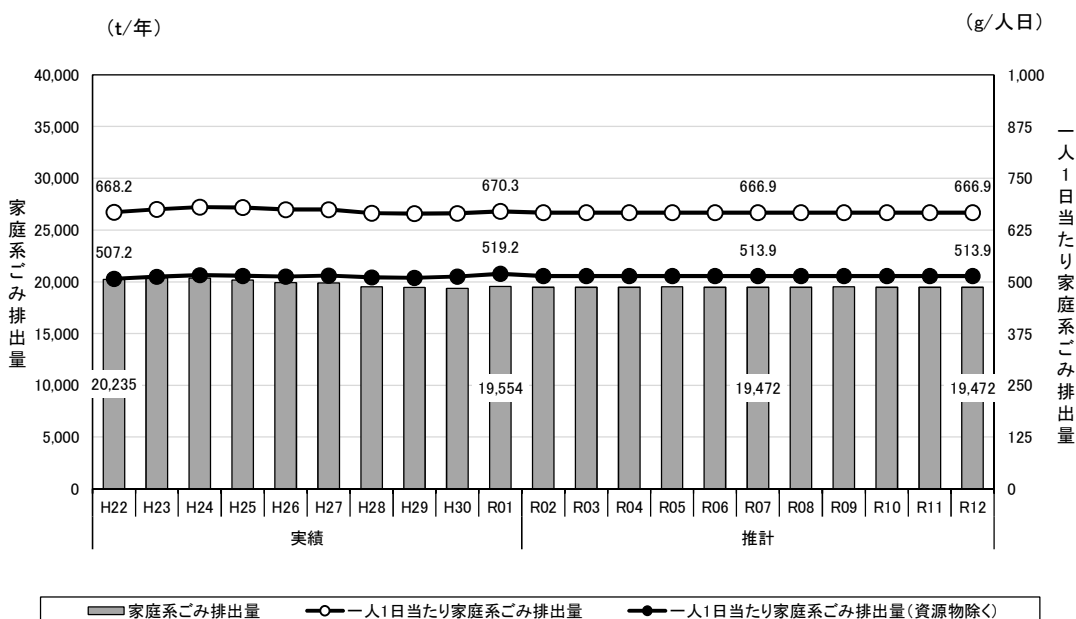


図 5-3 家庭系ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

(4) 事業系ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

現状のまま推移した場合の事業系ごみの推移を図 5-4 に示します。現状のまま推移した場合の事業系ごみ排出量は、令和元年度の 4,106 t に対し、中間目標年度の令和 7 年度で 4,172 t、計画目標年度の令和 12 年度で 4,235 t となり、微増傾向で推移するものと予測しました。

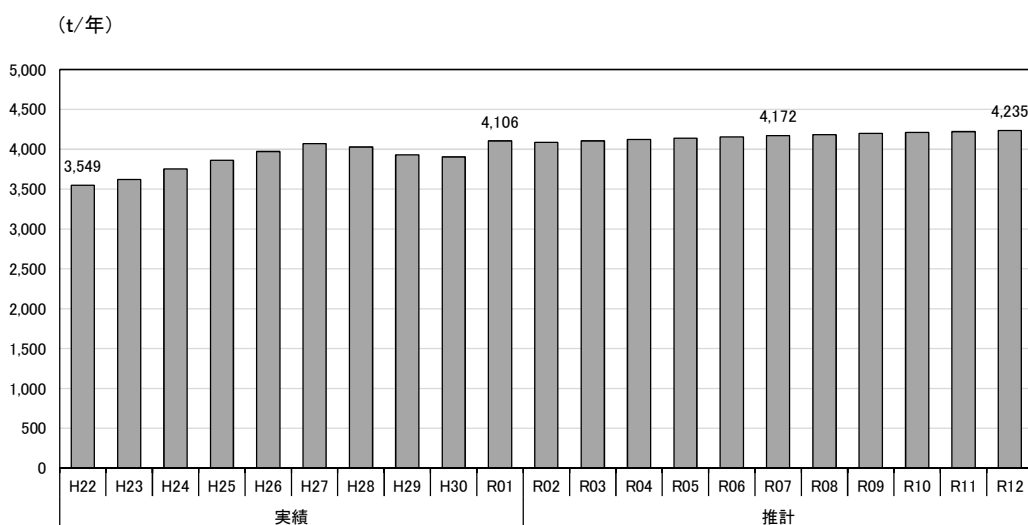


図 5-4 事業系ごみ排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

(5) 資源化率の将来予測（現状のまま推移した場合）

現状のまま推移した場合の資源化率(セメント原料化等除く)の推移を図 5-5 に示します。現状のまま推移した場合の資源化率は、令和元年度の 22.2% に対し、中間目標年度の令和 7 年度で 22.7%、計画目標年度の令和 12 年度で 22.5% となり、ほぼ横ばいで推移するものと予測しました。

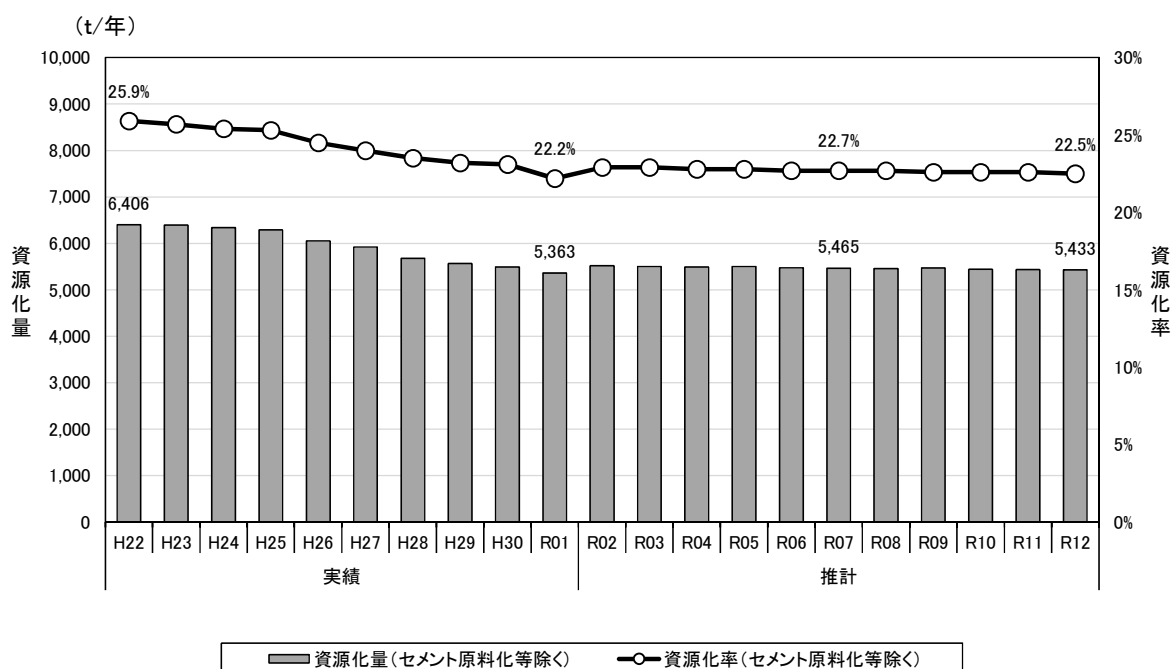


図 5-5 資源化（セメント原料化等除く）の将来予測（現状のまま推移した場合）

第6章 ごみ処理基本計画

6.1 基本理念

本市の目指す環境像「人と自然が共生し 森林文化を育むまち 飯能」を実現するため、本計画における基本理念を次のとおり設定します。

基本理念

3 Rを優先した循環型社会の形成
～ごみ減量 誰かじゃなくて、私から～

6.2 基本方針

本計画の基本理念である「3 Rを優先した循環型社会の形成～ごみ減量 誰かじゃなくて、私から～」に基づいて、次の5つの基本方針を定め、各種施策を継続して推進していきます。

基本方針1：循環型社会形成に向けたごみ減量及び資源化の推進

本市が誇る豊かで美しい緑と清流との共生を図り、かけがえのない環境を保全して将来の世代に引き継いでいくためにも、ごみ減量及び資源化の取組を推進することで環境への負荷を低減し、持続的な発展を可能とする循環型社会の実現を目指します。

基本方針2：住民サービスの向上を目指した収集運搬体制の構築

高齢化の進展や世帯数の増加などの社会情勢の変化を見据え、ごみを排出する市民の目線に立った収集運搬体制を構築することで、住民サービスの向上を目指します。

基本方針3：安心・安全を確保するとともに経済性にも配慮したごみ処理の推進

新たな飯能市クリーンセンターについては、本市のごみ処理における中核的な役割を担う施設として、周辺環境に配慮した運転管理や予防保全による適切な維持管理に努めることで安心・安全を確保したごみ処理を推進するとともに、ごみの焼却に伴う熱エネルギーを有効利用することにより経済性にも配慮した効率的な運営を実現します。

基本方針4：不法投棄の削減

本市は、山間部が市域の大半を占めており、豊かな自然環境に恵まれています。その地理的特性から廃棄物の不法投棄が依然として絶えません。本市の財産である美しい緑と清流を守るためにも、不法投棄されにくい環境づくりに向けた施策を強化していきます。

基本方針5：市民・事業者・行政による協働での取組

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、三者が一体となり相互に協力し合うことで、市全体として循環型社会の形成に向けた取組を推進していきます。

6.3 計画の目標

本計画の基本理念を踏まえて、ごみの減量化及び資源化に係る定量的目標を定めます。なお、本計画では、ごみ減量化及び資源化に係る目標として、「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）」、「事業系ごみ」及び「資源化率（セメント原料化等除く）」のそれぞれについて目標値を設定します。

(1) 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）

一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）の目標値は、令和元年度の519.2g/人日に対して、中間目標年度の令和7年度に510g/人日、計画目標年度の令和12年度に500g/人日とします。目標を達成した場合における一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）を図6-1に示します。

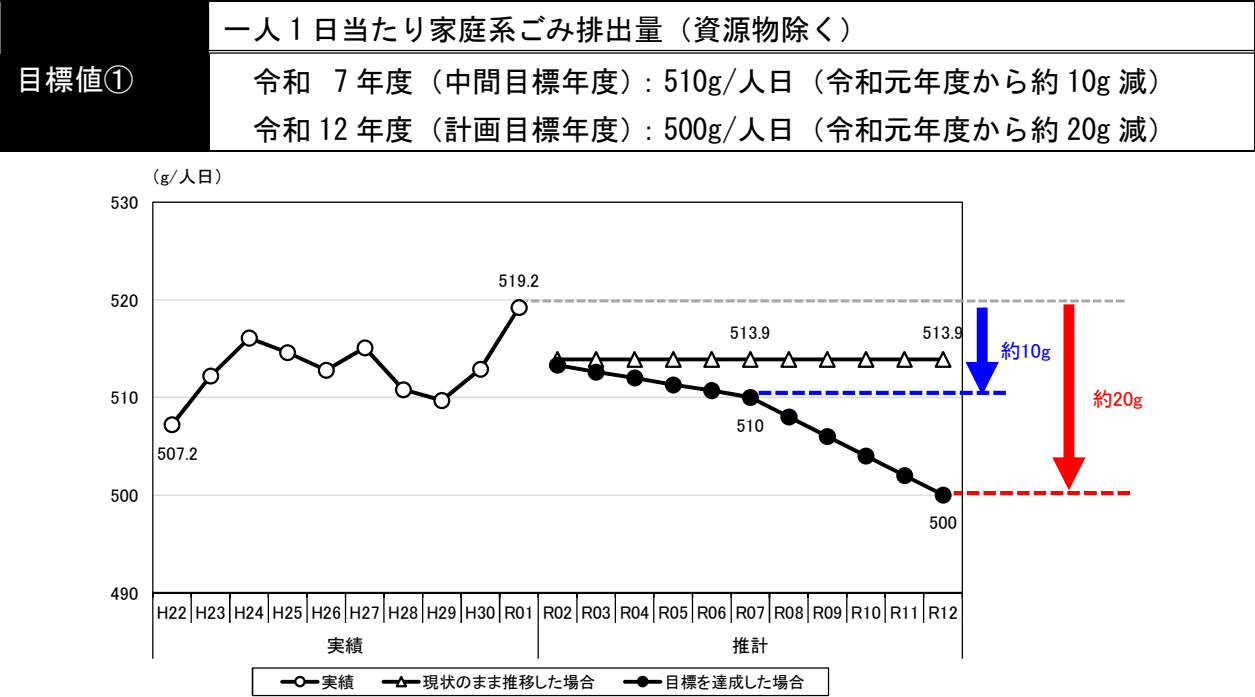


図 6-1 目標を達成した場合における一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物除く）

(2) 事業系ごみ排出量

事業系ごみの目標値は、令和元年度の約 4,100 t/年に対して、中間目標年度の令和 7 年度に 3,950 t/年、計画目標年度の令和 12 年度に 3,800 t/年とします。目標を達成した場合における事業系ごみ排出量を図 6-2 に示します。

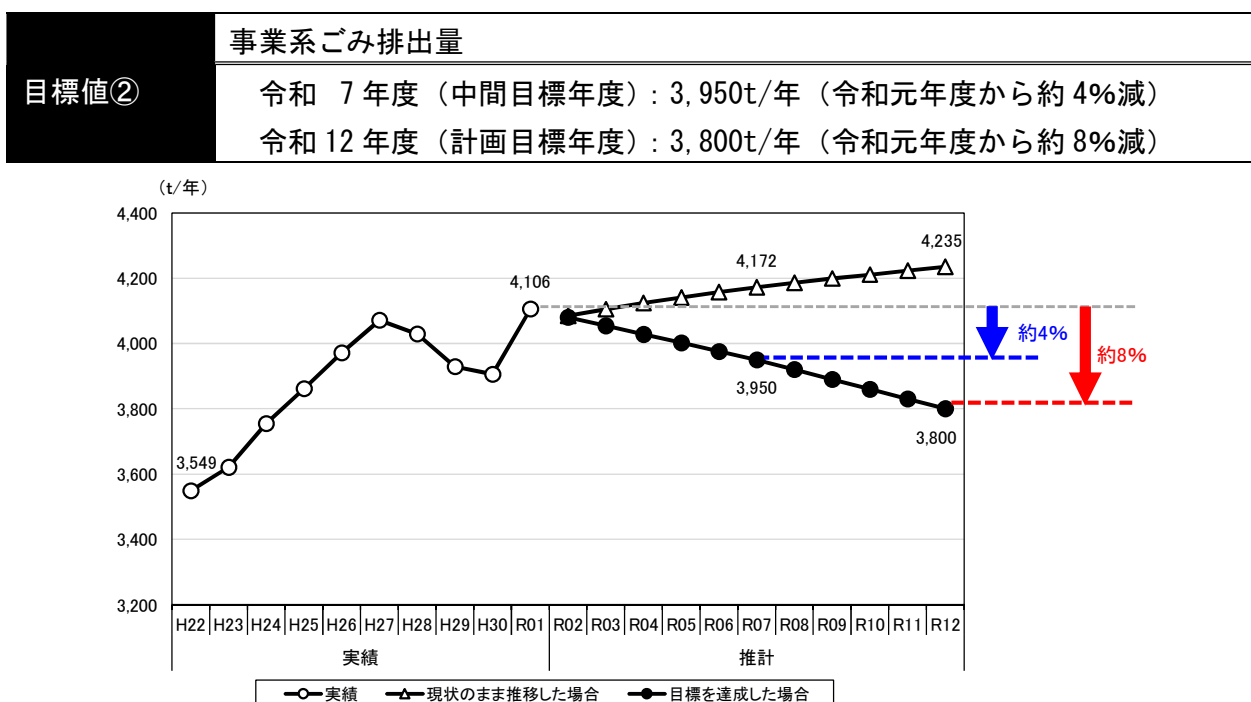


図 6-2 目標を達成した場合における事業系ごみ排出量

(3) 資源化率（セメント原料化等除く）

セメント原料化等を除く資源化率の目標値は、令和元年度の 22.2%に対して、中間目標年度の令和 7 年度に 23.4%、計画目標年度の令和 12 年度に 24.0%とします。目標を達成した場合における資源化率（セメント原料化等除く）を図 6-3 に示します。

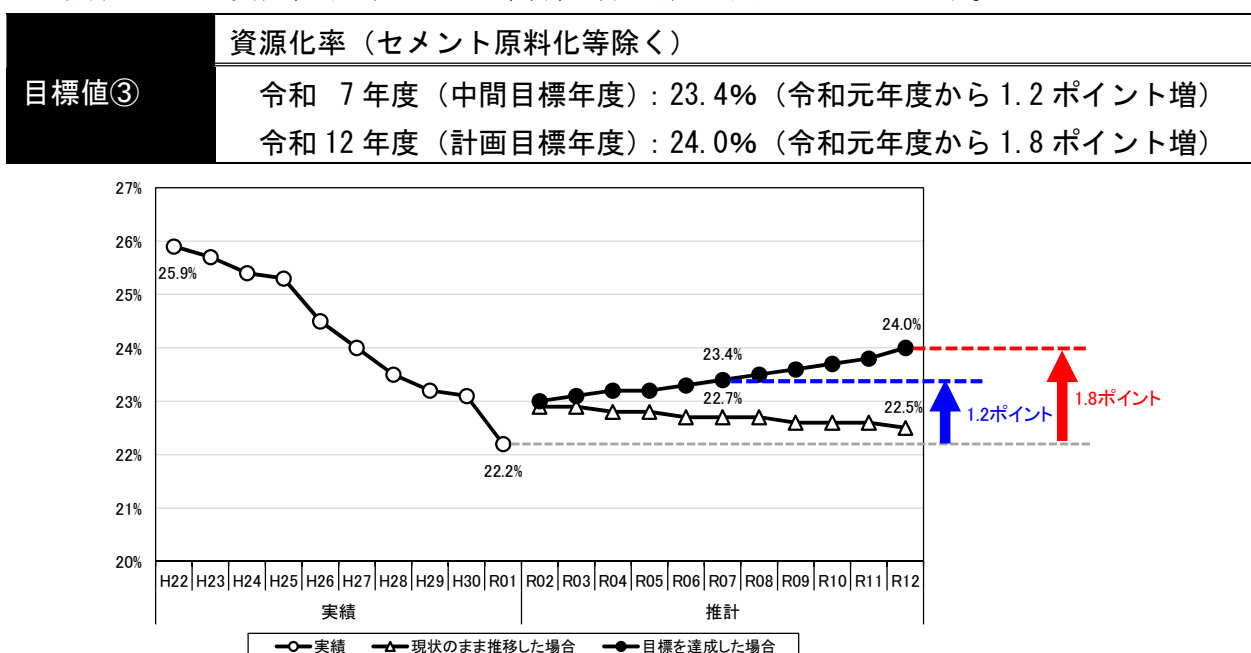


図 6-3 目標を達成した場合における資源化率（セメント原料化等除く）

6.4 目標を達成した場合のごみ排出量の将来予測

(1) ごみ総排出量の将来予測（目標を達成した場合）

目標を達成した場合のごみ総排出量の推移を図 6-4 に示します。目標を達成した場合のごみ総排出量は、令和元年度の 24,130 t に対し、中間目標年度の令和 7 年度で 23,852 t、計画目標年度の令和 12 年度で 23,462 t となります。

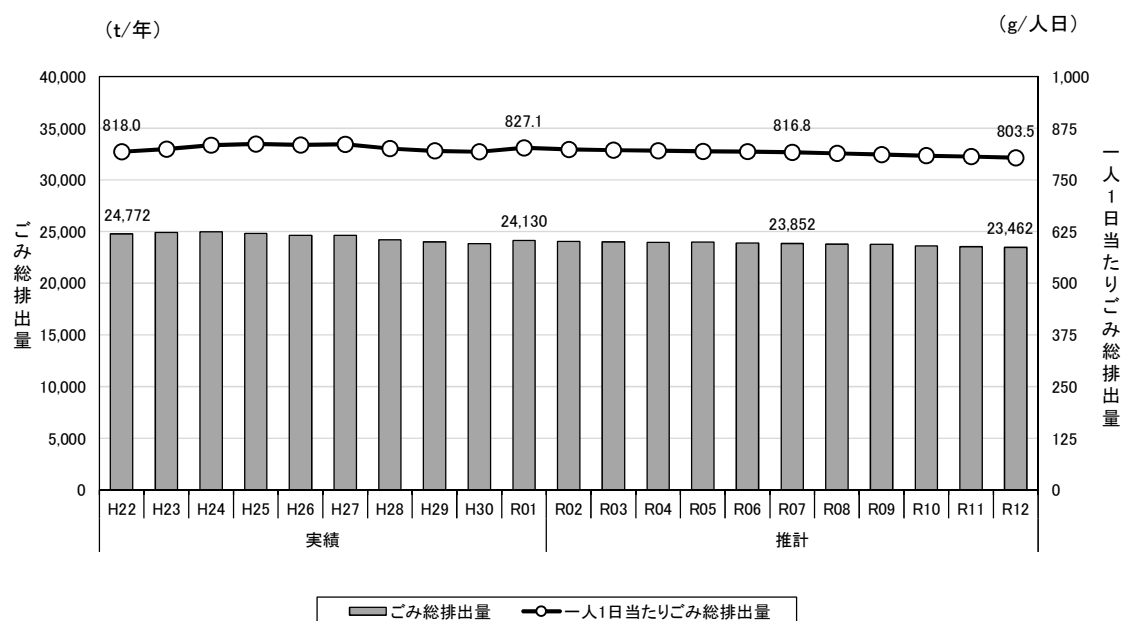


図 6-4 ごみ総排出量将来予測（目標を達成した場合）

(2) 家庭系ごみ排出量の将来予測（目標を達成した場合）

目標を達成した場合の家庭系ごみの推移を図 6-5 に示します。目標を達成した場合の家庭系ごみ排出量は、令和元年度の 19,554 t に対し、中間目標年度の令和 7 年度で 19,461 t、計画目標年度の令和 12 年度で 19,253 t となります。

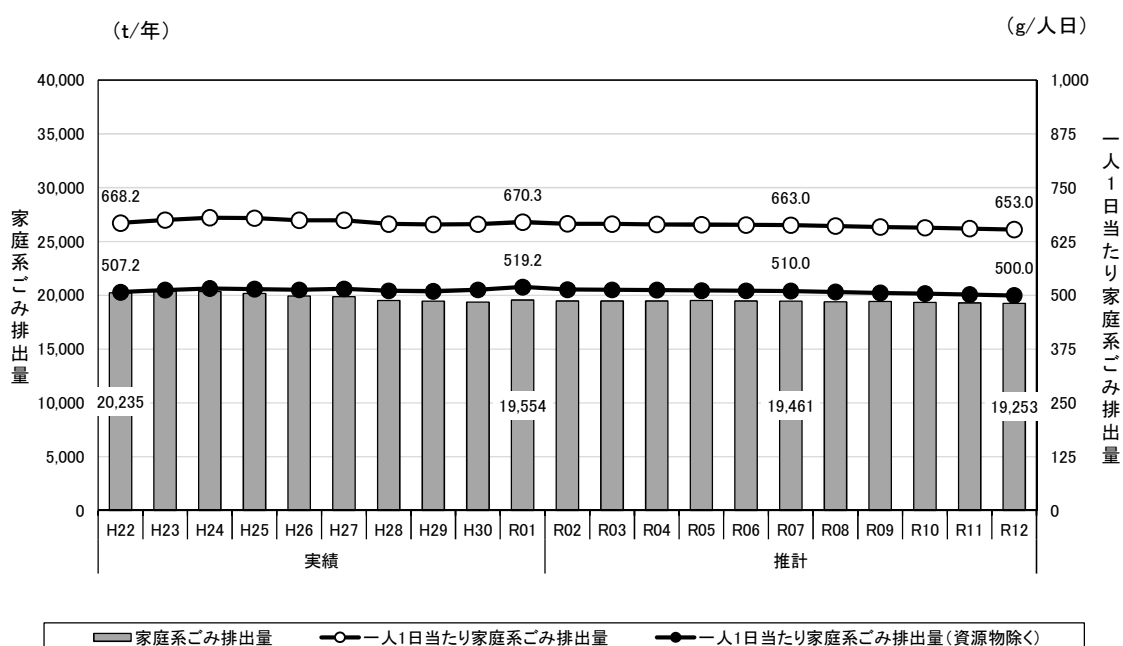


図 6-5 家庭系ごみ排出量の将来予測（目標を達成した場合）

(3) 事業系ごみ排出量の将来予測（目標を達成した場合）

目標を達成した場合の事業系ごみの推移を図 6-6 に示します。目標を達成した場合の事業系ごみ排出量は、令和元年度の 4,106 t に対し、中間目標年度の令和 7 年度で 3,950 t、計画目標年度の令和 12 年度で 3,800 t となります。

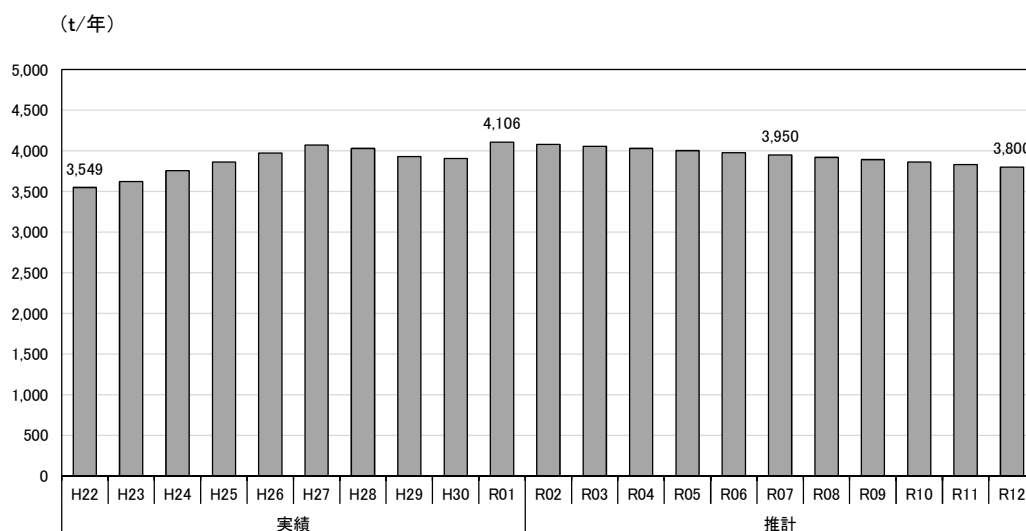


図 6-6 事業系ごみ排出量の将来予測（目標を達成した場合）

(4) 資源化率の将来予測（目標を達成した場合）

目標を達成した場合の資源化率（セメント原料化等除く）の推移を図 6-7 に示します。目標を達成した場合の資源化率は、令和元年度の 22.2% に対し、中間目標年度の令和 7 年度で 23.4%、計画目標年度の令和 12 年度で 24.0% となります。

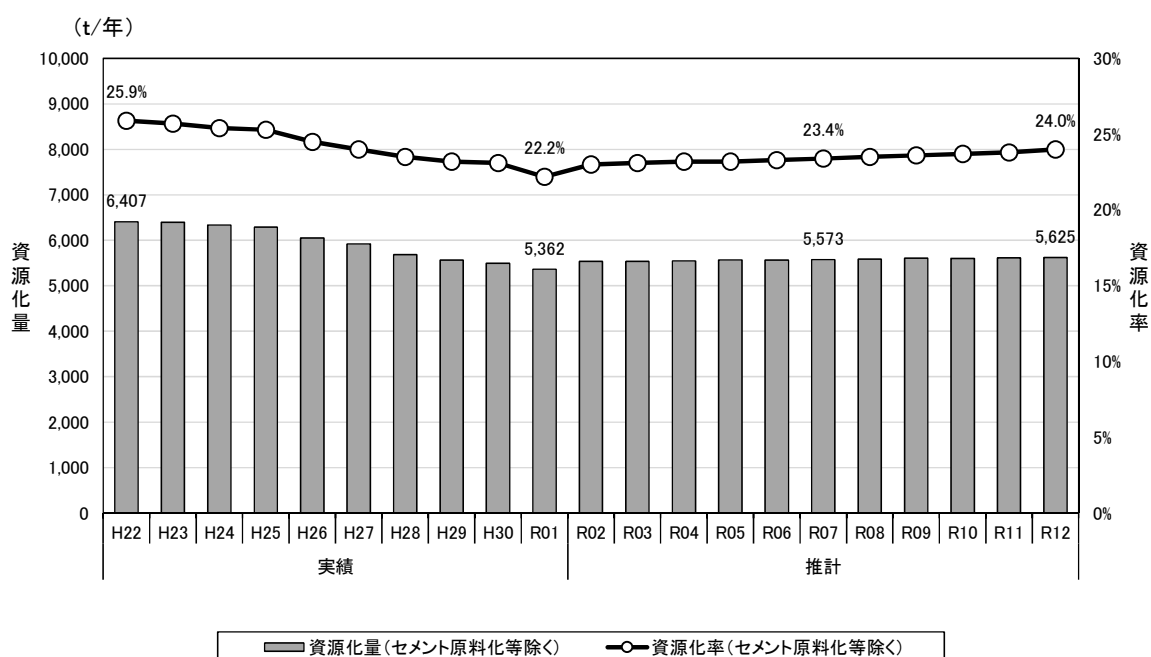


図 6-7 資源化率（セメント原料化等除く）の将来予測（目標を達成した場合）

6.5 協働によるごみ減量及び適正処理の推進

(1) 基本的な考え方

ごみの減量及び適正処理を促進するに当たっては、次の考え方を基本とし、市民、事業者及び行政が適切な役割分担の下でそれぞれの取組を積極的に行うことが必要となります。

- ①できる限りごみの排出を抑制すること。
- ②ごみとなったものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うこと。
- ③こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保すること。

(2) 市民の役割

ごみの排出抑制を図るため、大量消費型のライフスタイルから適度な消費でも充足感が得られるような生活を実感できるよう価値観の転換を促進することが重要です。商品を購入するときは、容器包装の少ない商品（詰め替え用商品）や繰り返し使用することのできる商品、耐久性に優れた商品、リサイクル品などを積極的に選択するグリーン購入に努めることが重要です。また、購入した商品の使用に当たっては、ものを大切に使用し、できる限り長期間使用することが大切です。

食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスを削減するための購買行動に努めましょう。また、購入した食品の調理や消費に当たっては、食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底に努めるとともに、生ごみ処理器はんこのキューロの利用によってごみの減量化に取り組むことが重要です。

使用後の紙類、空き缶、空きびんなどの資源物は、地域の集団資源回収を利用したり、店頭回収を行っている容器包装は、店頭を通じてリサイクルルートに戻すことによりごみとしての排出を抑えることが可能です。このほか、不要となった衣類や家具などを友人や知人に譲ったり、フリーマーケットやオークションなどを積極的に利用して再使用につなげましょう。

可燃ごみとして排出しているごみの中には、紙類やプラスチックなど資源として再利用できるものが多く含まれています。引き続き、分別排出の徹底を図り、再資源化に取り組むことが大切です。

高齢等を理由に集積所へのごみ出しが難しい近隣住民に対して、無理のない範囲で手伝ったり、地域組織による支え合い活動等によるごみ出し支援に可能な範囲で参加しましょう。

(3) 事業者の役割

市内の小売店等は、商品の販売に当たり過剰な容器包装を抑制し、白色トレイなどの回収に努めましょう。

食品小売業においては、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売などを行い、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫することが大切です。また、外食産業においては、メニューや盛り付けの工夫などを通じて、食べ残しの削減に積

極的に取り組むことで食品ロスを減らしましょう。

事業系一般廃棄物を排出する事業者は、自らの極力ごみにしない工夫によりものの再利用や再使用、あるいは資源化を促進し、排出抑制を図りましょう。また、併せ産廃については、自ら適正に処理することに努め、産業廃棄物処理業者への処理委託に努めましょう。

(4) 行政の役割

本市は、ごみの減量化や資源化を促進するためにこれまで行ってきた「ごみ減量・リサイクル推進説明会」、「出前講座」、「施設見学会」、「市ホームページ上での情報提供」「生ごみ処理器はんのうキエーロ購入費補助制度の推進」などを引続き実施することによって、市民の自主的な取組を促進します。また、事業系ごみの排出抑制を進めるため、特に多量排出事業者に対する情報提供や指導を図っていきます。

その他、「ごみ減量啓発絵画事業」、「マイバッグ利用促進（レジ袋の削減）運動」、「リユース品販売会」などに取り組んでいきます。

なお、家庭ごみの有料化については、ごみの減量状況等を踏まえて、引き続き検討していきます。

6.6 目標に対する施策

(1) ごみの排出抑制のための施策

ごみの排出抑制を促進するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 6-8 に示します。

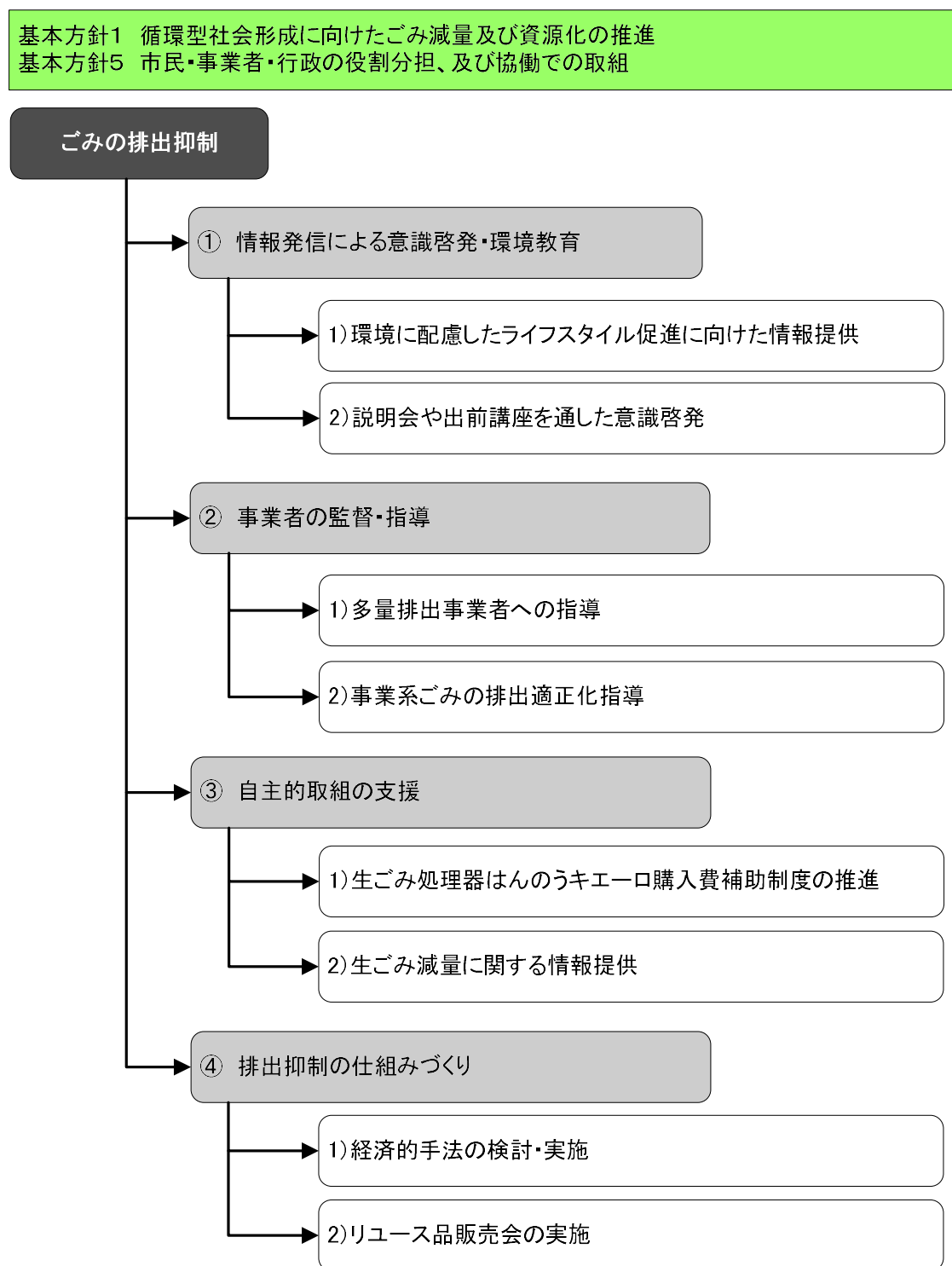


図 6-8 ごみの排出抑制のための施策体系

① 情報発信による意識啓発・環境教育

1) 環境に配慮したライフスタイル促進に向けた情報提供

環境に配慮したライフスタイルを促進するため、本市が取り組んでいるごみ減量のための施策や市民が行うごみの排出抑制等の取組について、ごみ減量・リサイクル推進説明会や広報紙、ホームページ、飯能市ご当地アプリなどの多様な手段を用いて、若年層から高齢者まで幅広く情報提供を行います。

2) 説明会や出前講座を通した意識啓発

「ごみ減量・リサイクル推進説明会」、「出前講座」、「施設見学会」などのイベントを継続して実施し、積極的に市民がごみ減量やリサイクルについて考える機会を創出することにより、意識啓発を行っていきます。また、児童が環境問題を考えるきっかけとするとともに地球環境を大切に思う心を醸成します。

② 事業者の監督・指導

1) 多量排出事業者への指導

多量排出事業者に対しては、引き続き、ごみ減量の取組に努めるよう監督・指導していきます。

2) 事業系ごみの排出適正化指導

事業系ごみの減量や適正排出に向けて、正しい分別方法などを示した事業者向けパンフレットを広く周知するとともに、必要に応じて内容を更新してきます。

③ 自主的取組の支援

1) 生ごみ処理器はんのうキエーロ購入費補助制度の推進

平成 29 年度から補助制度を開始した生ごみ処理器はんのうキエーロの購入費補助制度を推進し、普及促進を図っていきます。

2) 生ごみ減量に関する情報提供

生ごみについては、十分に水切りをすることで、ごみ減量につながるだけでなく焼却処理の効率も向上します。このような生ごみの水切りの効果とともに、水切り道具の作り方など市民の自主的な取組を支援するための情報もあわせて紹介し、市民への働きかけを行います。

また、ごみ減量を進める上では食品ロスの削減も重要であるため、食べきりタイムの呼びかけを引き続き継続していきます。

④ 排出抑制の仕組みづくり

1) 経済的手法の検討・実施

一般ごみの有料化の効果としては、市民のごみ減量及び分別徹底に対する意識が向上

するため、ごみ減量や資源化の促進が期待されます。今後のごみ排出量の推移や他のごみ減量・資源化施策の効果を踏まえた上で、近隣自治体の動向も注視しながら、一般ごみの有料化やデポジット制度などの経済的手法の導入を引き続き検討していきます。

2) リユース品販売会の実施

これまでも実施してきた「リユース品販売会」を引き続き実施することで、ものを大事に長く使う生活を推進していきます。

(2) ごみの資源化のための施策

ごみの資源化を促進するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 6-9 に示します。

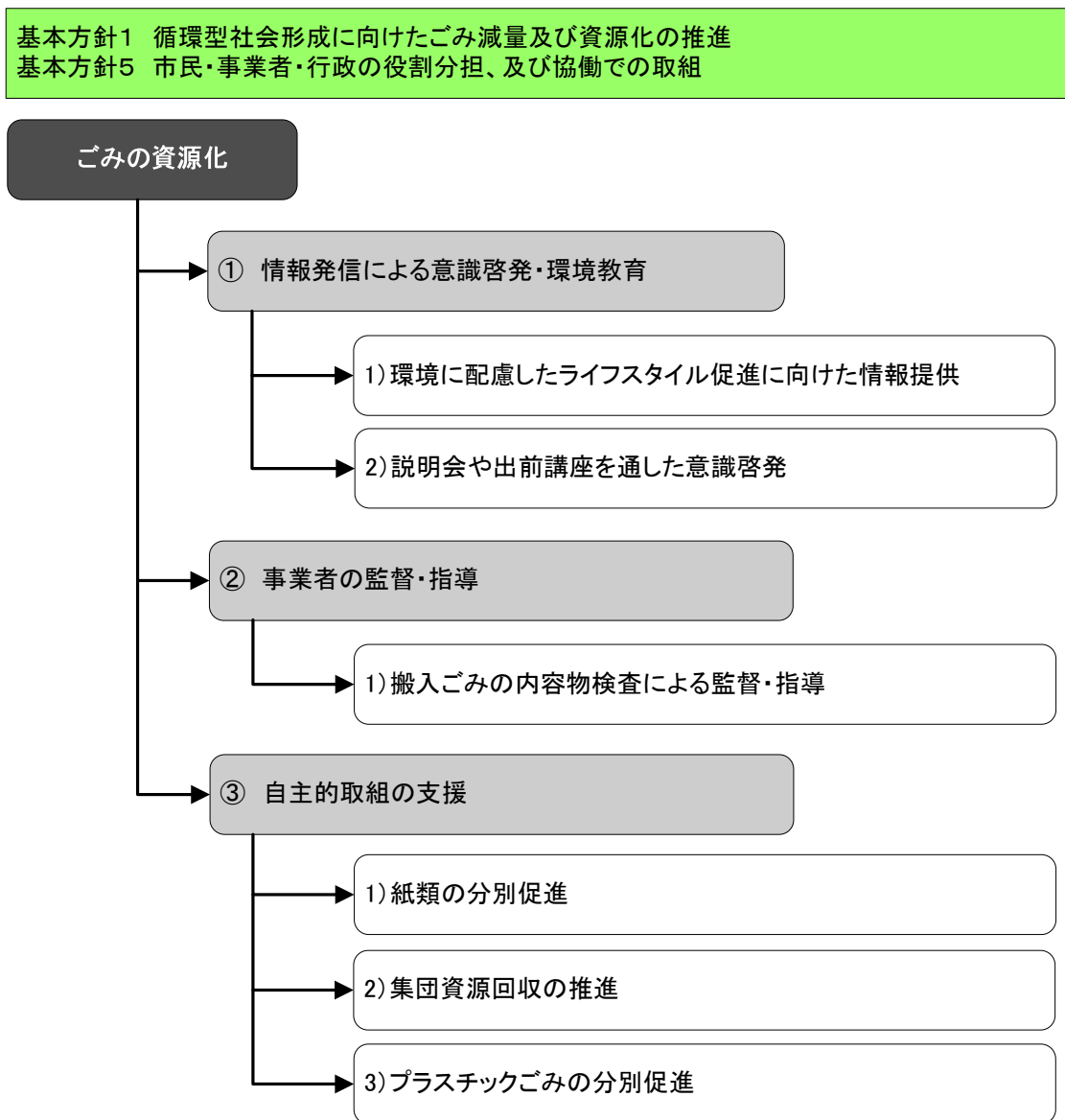


図 6-9 ごみの資源化のための施策体系

① 情報発信による意識啓発・環境教育

1) 環境に配慮したライフスタイル促進に向けた情報提供

環境に配慮したライフスタイルを促進するため、市が取り組んでいるごみの資源化のための施策や市民が行うごみの分別等の環境に配慮した取組について、ごみ減量・リサイクル推進説明会や広報紙、ホームページ、飯能市ご当地アプリなどの多様な手段を用いて、若年層から高齢者まで幅広く情報提供を行います。

2) 説明会や出前講座を通した意識啓発

「ごみ減量・リサイクル推進説明会」、「出前講座」、「施設見学会」などのイベントを継続して実施し、積極的な情報提供、環境教育等を行うことにより一層の資源化推進に対する意識を醸成します。

② 事業者の監督・指導

1) 搬入ごみの内容物検査による監督・指導

事業系ごみ搬入業者に対して抜き打ちによる内容物検査を実施し、紙類等の資源物が多く含まれる場合は分別の徹底を指導します。特に悪質な場合には許可の取り消し等の措置を検討します。

③ 自主的取組の支援

1) 紙類の分別促進

家庭から排出される可燃ごみの中には、資源として再利用することが可能な紙類が多く含まれています。近年のペーパーレス化に伴って紙類の使用量は減少傾向にあると考えられますが、それでもごみとして排出される紙類については、正しく分別して資源として再利用することが重要です。そのためには、市民の適正な分別を促進する必要があることから、紙類の正しい分別方法を飯能市ご当地アプリなどの多様な手段を用いて継続して発信し、市民の分別への取組を支援します。

2) 集団資源回収の推進

これまでも実施してきた地域の団体による資源物の回収に対し、補助金を交付することで、資源化推進の自主的取組を支援します。

3) プラスチックごみの分別促進

プラスチックは、非常に便利な素材で生活に欠かせないものとなっていますが、近年では海洋プラスチックごみ問題などが世界的な課題となっています。

プラスチックの過剰な使用を抑制することが最も重要ですが、ごみとなったプラスチックについては、市民が適切に分別できるように、ごみ分別辞典などを通して分別方法を分かりやすく周知していきます。

(3) 収集運搬計画

住民サービスの向上を目指した収集運搬体制を構築するため、次に示す施策を実施します。
また、施策体系を図 6-10 に示します。

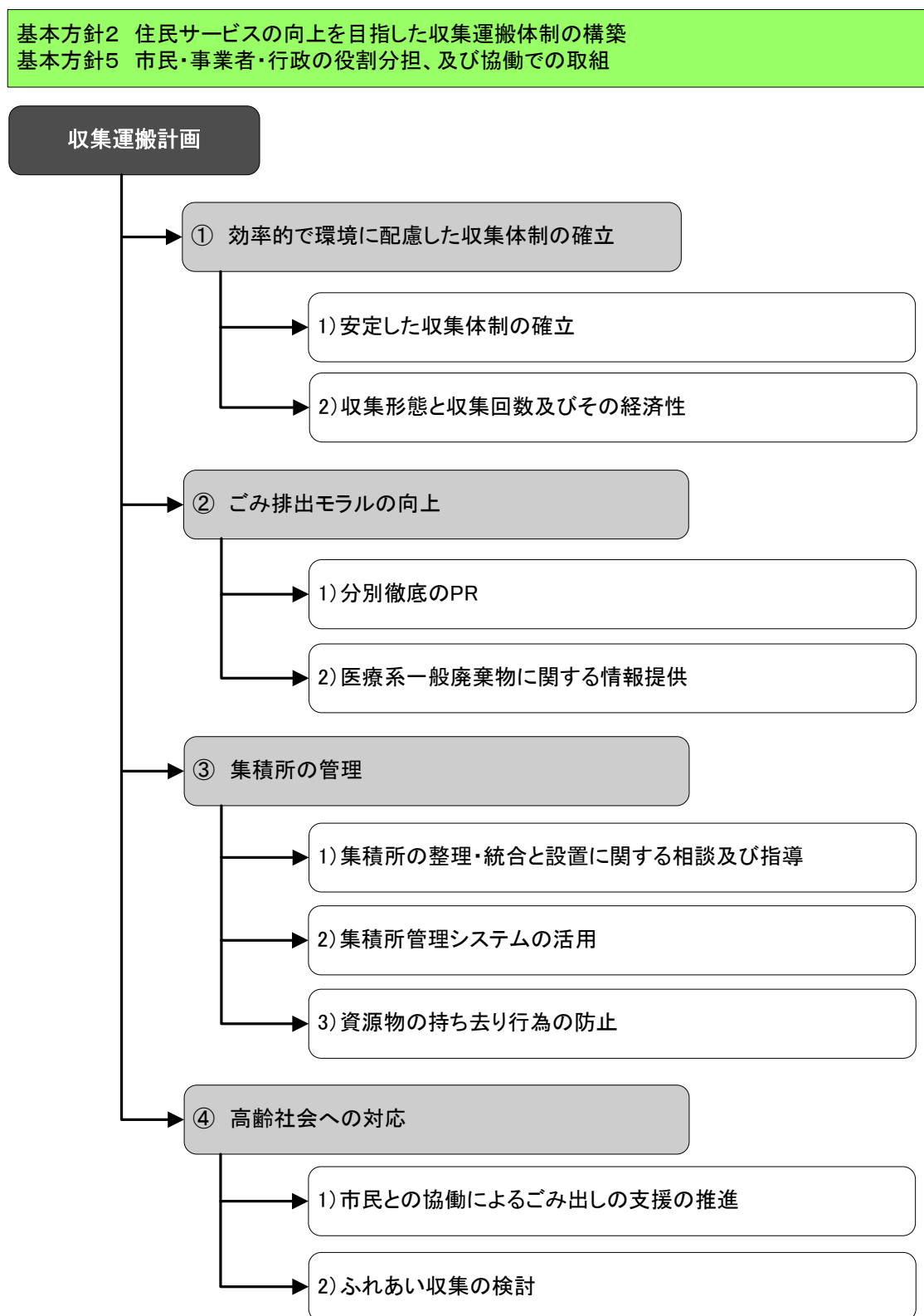


図 6-10 収集運搬計画の施策体系

① 効率的で環境に配慮した収集体制の確立

1) 安定した収集体制の確立

収集体制に関しては、直営での収集・運搬には車両等機材や人材の確保等の問題があるため、現行どおり、民間委託による体制とします。委託業者の選定については、環境に配慮した車両の選択を収集業者と契約する際の条件とするなど、収集運搬における環境負荷の低減が可能な事業者とします。

2) 収集形態と収集回数及びその経済性

収集形態は、国の法改正など特段の事情が生じない限り、現行と同様の 10 種 16 分別を基本とします。ただし、収集・運搬回数の増加に伴う環境負荷や住民サービスの向上及び経済的効率性を考慮し、それらが最適となるような収集形態・収集回数を引き続き検討します。

② ごみ排出モラルの向上

1) 分別徹底の PR

家庭ごみの分別や出し方、処理困難物の出し方に関して、広報紙やホームページ、飯能市ご当地アプリなどを活用し、分別・適正排出の徹底を周知します。また、悪質な排出者に対しては是正を求めるとともに、対応する措置も検討していきます。

2) 医療系一般廃棄物に関する情報提供

在宅医療で発生する医療系一般廃棄物については、現在、本市への事前連絡を条件として集積所に排出することが可能となっています。また、飯能市クリーンセンターにおいても直接持込を受け入れています。ただし、適切に収集・処分する必要があることから、診察を受けている医療機関へ返却したり、専門の処理業者へ引き渡すよう情報提供をしていきます。

③ 集積所の管理

1) 集積所設置に関する相談及び指導

廃棄物減量等推進員や自治会と連携し、集積所の設置に関する相談や指導を行います。また、パンフレットなどを活用し、集積所に関するルールの情報提供を行います。

2) 集積所管理システムの活用

集積所個別番号の付与や地図システムと連動した集積所管理システムを活用し、収集漏れや市民からの問い合わせに対して迅速に対応していきます。

3) 資源物の持ち去り行為の防止

資源物の持ち去り行為防止策として、パトロールを継続するとともに、意思表示紙の利用により、持ち去り行為の抑止力の向上を図ります。また、警察や自治会とも連携し

て持ち去り行為の防止に努めます。

④ 高齢社会への対応

1) 市民との協働によるごみ出しの支援の推進

ここ数年、地域の元気な高齢者等が支援を必要とする高齢者等を無理なく支える「住民による支え合い活動」の取組が市内の多くの地区で始まっています。この活動のメニューの一つとして行う「ごみ出し支援」の利用を促進することとし、健康福祉部や飯能市社会福祉協議会等との連携による活動支援を行います。

2) ふれあい収集の検討

本市では、全国平均よりも高齢化が進んでいて、単身の高齢者も増加している状況であり、今後は集積所までのごみ排出が困難な市民が増加することが予想されます。

集積所へのごみの排出が困難な高齢者等に対しては、ふれあい収集などの実施について検討を行います。なお、ふれあい収集の検討に当たっては、市域が広く山間部が多くを占めるという本市の地理的特性を考慮すると、特に人員や収集体制の確保、支援対象者の設定が検討課題になると想定されます。住民サービスの向上に向けて、健康福祉部などの関係部署との連携を図りながら、本市の実情に見合ったふれあい収集の方法を検討していきます。

(4) 中間処理計画

安全で効率的な中間処理体制を構築するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 6-11 に示します。

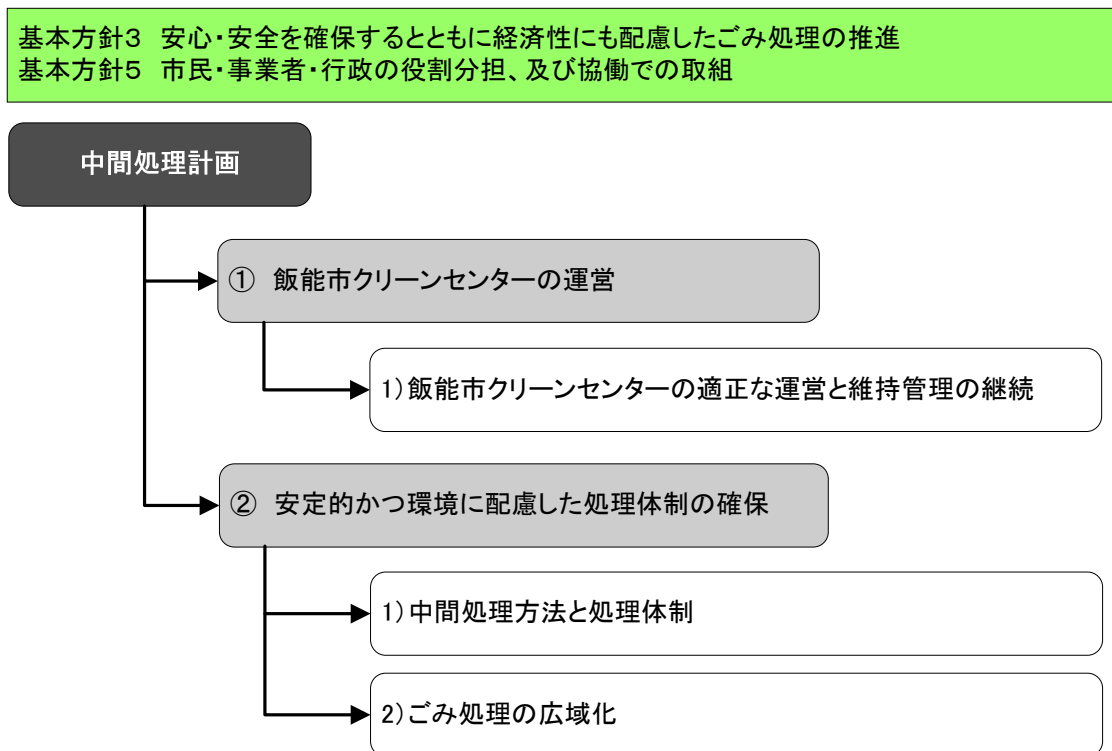


図 6-11 中間処理計画の施策体系

① 飯能市クリーンセンターの運営

1) 飯能市クリーンセンターの適正な運営と維持管理の継続

新たな飯能市クリーンセンターは、平成 29 年 12 月から稼働を開始し、これまで安定した稼働を続けています。本市のごみ処理における中核的な役割を果たす施設として、今後も適正な運営と維持管理を継続し、安定した公衆衛生・生活環境の保持に努めるとともに、ごみの焼却エネルギーを利用して安定した発電を行い、地球温暖化対策にも貢献していきます。

② 安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保

1) 中間処理方法と処理体制

中間処理方法と処理体制は、表 6-1 に示す現行の体制を継続していきます。ただし、今後の廃棄物に係る社会的な動向を踏まえて、引き続き、処分に適した中間処理方法を検討します。

表 6-1 中間処理方法と処理体制

品目	中間処理方法	処理体制
可燃ごみ	焼却処理	委託
不燃ごみ	破碎選別	委託
粗大ごみ	破碎選別	委託
有害ごみ	選別	委託
びん（飲料・食品用）	選別	委託
飲料缶	選別圧縮	委託
紙類	選別圧縮	委託
布類	選別圧縮	委託
ペットボトル	選別圧縮	委託
プラスチック類	選別圧縮	委託

2) ごみ処理の広域化

ごみの広域処理に関し、近隣市と事務レベルでの研究を継続し、将来のその可能性について検討していきます。

(5) 最終処分計画

安全で効率的な最終処分体制を構築するため、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 6-12 に示します。

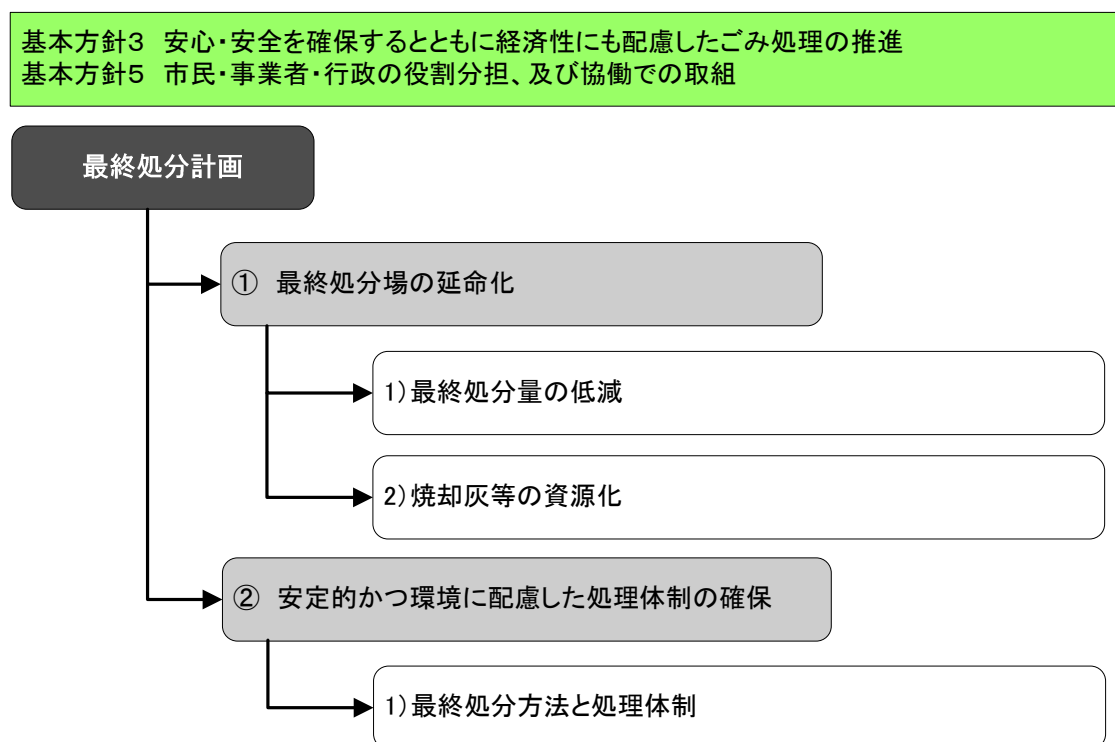


図 6-12 最終処分計画の施策体系

① 最終処分場の延命化

1) 最終処分量の低減

飯能市一般廃棄物最終処分場の延命化を優先的に考慮した処理や処分の方方法及び体制を検討し、実施していきます。

2) 焼却灰等の資源化

飯能市クリーンセンターでの焼却処理に伴って生じる焼却灰及び飛灰については、セメント原料や人工砂としての安定的な資源化を継続して実施します。また、今後の社会情勢の変化を見据え、リスク回避の観点から、現行の受入れ事業者以外にも複数の受け入れ先を確保できるよう調査を継続していきます。

② 安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保

1) 最終処分方法と処理体制

最終処分方法と処理体制は、表 6-2 に示す現行の体制を継続していきます。ただし、廃棄物を取り巻く社会的な動向を見極め、引き続き、最終処分が適切に実施される方法及び処分先を検討します。

表 6-2 最終処分方法と処理体制

品目		最終処分方法	処理体制
可燃ごみ	焼却灰・飛灰	セメント原料化及び人工砂	委託
	資源化困難物	適正処分	委託
不燃ごみ	破碎後資源	資源化	委託
	処理困難物	適正処分	委託
粗大ごみ	破碎後資源	資源化	委託
	処理困難物	適正処分	委託
有害ごみ		資源化	委託
びん（飲料・食品用）		資源化	委託
飲料缶		資源化	委託
紙類		資源化	委託
布類		資源化	委託
ペットボトル		資源化	委託
プラスチック類		資源化	委託

(6) その他の計画

その他計画として、次に示す施策を実施します。また、施策体系を図 6-13 に示します。

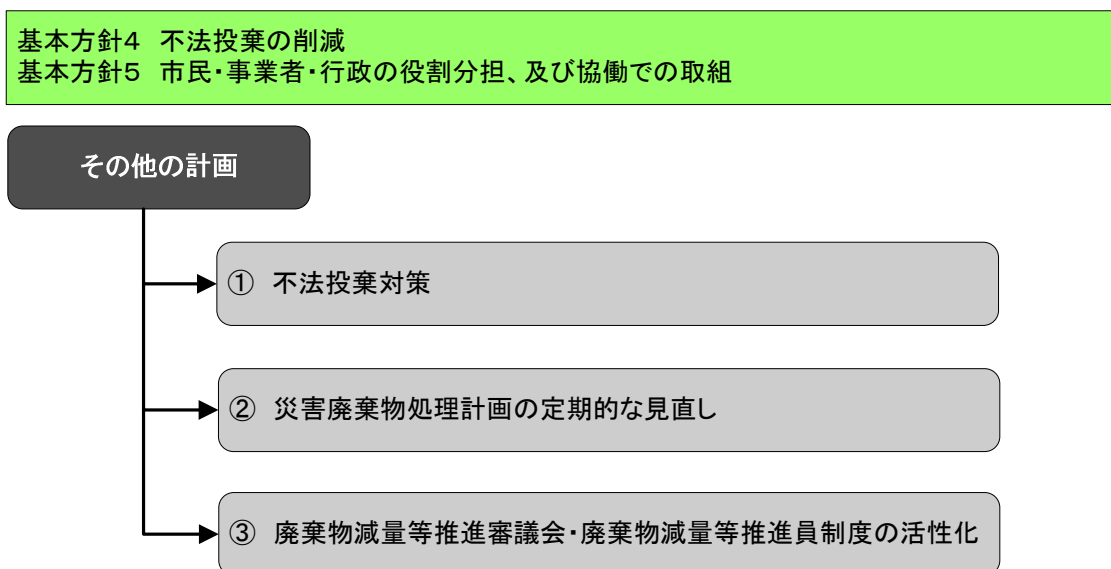


図 6-13 その他計画の施策体系

① 不法投棄対策

不法投棄を未然に防ぐため、地元住民や事業者の協力を得ながら警察との連携を強化し、定期的にパトロールを実施するなど、より一層の監視体制の強化・充実を図っていきます。また、不法投棄を発見した場合には厳しい姿勢で対処し、再発防止に取り組みます。さらに、不法投棄されにくい環境づくりのため、土地の所有者（管理者）に対しても適切な土地の管理を指導していきます。

② 災害廃棄物処理計画の定期的な見直し

災害発生時、多くの混乱が生じる中で災害廃棄物を迅速に処理するためには、事前の備えが重要となります。国や県の動向や他自治体における災害廃棄物処理の事例などを踏まえ、災害廃棄物処理計画の内容を定期的に見直し、計画の実行性を高めます。

③ 廃棄物減量等推進審議会・廃棄物減量等推進員制度の活性化

本市の廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会での審議を活発化させるとともに、廃棄物減量等推進員制度を活性化させるものとします。

6.7 計画の推進

本計画の実施施策とそのスケジュールを表 6-3 に示します。毎年の処理計画量や排出抑制及び適正処理・収集運搬などの計画は、実施計画において公表するとともに、その結果を受け、施策の見直し及び追加などを行うものとします。

表 6-3 施策の実施スケジュール

施策の方針	施策の分類	主な施策	短期 (R03～R07)	長期 (R08～R12)
ごみの排出抑制	情報発信による意識啓発・環境教育	環境に配慮したライフスタイル促進に向けた情報提供	短期実施施策	継続
		説明会や出前講座を通じた意識啓発	短期実施施策	継続
	事業者の監督・指導	多量排出事業者への指導	短期実施施策	継続
		事業系ごみの排出適正化指導	短期実施施策	継続
	自主的取組の支援	生ごみ処理器はんのうキエーロ購入費補助制度の推進	短期実施施策	継続
		生ごみ減量に関する情報提供	短期実施施策	継続
	排出抑制の仕組みづくり	経済的手法の検討・実施	継続実施施策	
		リユース品販売会の実施	短期実施施策	継続
ごみの資源化	情報発信による意識啓発・環境教育	環境に配慮したライフスタイル促進に向けた情報提供	短期実施施策	継続
		説明会や出前講座を通じた意識啓発	短期実施施策	継続
	事業者の監督・指導	搬入ごみの内容物検査による監督・指導	短期実施施策	継続
	自主的取組の支援	紙類の分別促進	短期実施施策	継続
		集団資源回収の推進	短期実施施策	継続
		プラスチックごみの分別促進	短期実施施策	継続
収集運搬計画	効率的で環境に配慮した収集体制の確立	安定した収集体制の確立	短期実施施策	継続
		収集形態と収集回数及びその経済性	短期実施施策	継続
	ごみ排出モラルの向上	分別徹底のPR	短期実施施策	継続
		医療系一般廃棄物に関する情報提供	短期実施施策	継続
	集積所の管理	集積所の整理・統合と設置に関する相談及び指導	短期実施施策	継続
		集積所管理システムの活用	短期実施施策	継続
		資源物の持ち去り行為の防止	短期実施施策	継続
	高齢社会への対応	市民との協働によるごみ出しの支援の推進	継続実施施策	
		ふれあい収集の検討	継続実施施策	
中間処理計画	飯能市クリーンセンターの運営	飯能市クリーンセンターの適正な運営と維持管理の継続	短期実施施策	継続
	安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保	中間処理方法と処理体制	短期実施施策	継続
		ごみ処理の広域化	継続実施施策	
最終処分計画	最終処分場の延命化	最終処分量の低減	短期実施施策	継続
		焼却灰等の資源化	短期実施施策	継続
	安定的かつ環境に配慮した処理体制の確保	最終処分方法と処理体制	短期実施施策	継続
その他の計画	不法投棄対策		短期実施施策	継続
	災害廃棄物処理計画の定期的な見直し		継続実施施策	
	廃棄物減量等推進審議会・廃棄物減量等推進員制度の活性化		短期実施施策	継続

第 2 次飯能市ごみ処理基本計画
令和 3 年度～令和 12 年度

令和 3 年 3 月

発行：飯能市産業環境部資源循環推進課
〒357-0052 飯能市大字下畑 768 番地の 1
Tel：042-973-1010
Fax：042-973-1002